

令和3年 第2回天城町議会定例会

第 1 日

令和3年6月15日（火曜日）



令和3年第2回天城町議会定例会議事日程（第1号）

令和3年6月15日（火曜日）午前10時開議

開会（開議）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 会期の決定
  - 日程第3 諸報告
    - （1） 諸般の報告
    - （2） 行政報告
    - （3） 報告第3号の報告
    - （4） 報告第4号の報告
  - 日程第4 一般質問
    - 喜入伊佐男 議員
    - 平岡 寛次 議員
    - 上岡 義茂 議員
- 散会

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	平岡寛次君	2番	喜入伊佐男君
3番	吉村元光君	4番	奥好生君
5番	昇健児君	6番	大吉皓一郎君
7番	久田高志君	8番	秋田浩平君
9番	上岡義茂君	10番	松山善太郎君
11番	前田芳作君	12番	柏井洋一君
13番	平山栄助君	14番	武田正光君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 柚木洋佐君      議会事務局書記 富山実宝君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	森田弘光君	教育長	院田裕一君
教委総務課長	豊島靖広君	会計課長	上原富一郎君
社会教育課長	和田智磯君	総務課長	禰清次郎君
くらしと税務課長	岸恭聖君	企画財政課長	福健吉郎君
けんこう増進課長	碓本順一君	建設課長	宮山浩君
水道課長	野村秀行君	農業委員会事務局長	伊地知隆治君
農政課長	山田悦和君	農地整備課長	大久明浩君
長寿子育て課長	森田博二君	商工水産観光課長	中秀樹君
選挙管理委員会書記長	米田俊朗君	総務課長補佐	中村慶太君

## △ 開会（開議）午前10時00分

### ○議長（武田 正光議員）

ただいまから、令和3年第2回天城町議会定例会を開会します。  
これより、本日の会議を開きます。直ちに、本日の日程に入ります。

## △ 日程第1 会議録署名議員の指名

### ○議長（武田 正光議員）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、吉村元光君、奥好生君を指名します。

## △ 日程第2 会期の決定

### ○議長（武田 正光議員）

日程第2、会期決定の件を議題とします。  
お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月18日までの4日間にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者多し）

### ○議長（武田 正光議員）

異議なしと認めます。よって、会期は、本日から6月18日までの4日間に決定いたしました。

## △ 日程第3 諸報告

### ○議長（武田 正光議員）

日程第3、諸報告を行います。  
初めに議長より、令和3年第5回臨時議会以降、特にご報告申し上げる事柄はありませんでした。  
本日、議案が町長より15件提出されました。よって、議案はその件名一覧表とともに、お手元に配付してあります。条例の制定、一部改正、廃止、予算などがありますが、慎重にご審議の上、ご適切なお判断をお願い申し上げます。  
以上で、私議長の報告を終わります。

次に、町長から、行政報告並びに、報告第3号、令和2年度天城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第4号、令和2年度天城町の債権の管理に関する条例に基づく不納欠損処分の報告についての申出がありましたので、これを許可します。

○町長（森田 弘光君）

皆さん、おはようございます。まず、行政報告を行います。6月4日の天城町議会第5回臨時会以降の主な報告でございます。

6月8日、日本エアコンピューター株式会社取締役会。

6月9日、天城町地域包括支援センター運営委員会、委嘱状の交付を行いました。

6月11日、天城町第17代教育長春利正氏の退任式を行いました。

6月14日、天城町第18代教育長院田裕一氏に、辞令交付を行っております。

それでは、報告第3号を行います。令和2年度天城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告でございます。そのご説明を申し上げます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許に係る歳出予算を翌年度に繰り越す経費についてのご報告でございます。

1件目は財産管理費6千790万6千円のうち995万円を繰越。

2件目は世界自然遺産対策費488万5千円のうち、67万8千円を繰越。

3件目はおいでよ！魅惑のアマパゴス事業費1千897万6千円のうち、1千576万3千円の繰越でございます。

4件目は天城岳登山道周辺整備事業費3千50万円を全額繰越。

5件目は戸籍住民基本台帳費2千391万5千円のうち、642万4千円を繰越。

6件目はステイホーム応援ごみ袋配布事業費154万円を全額の繰越でございます。

7件目は糖業振興費3千277万3千円のうち1千万円を繰越。

8件目は水産振興費1千224万2千円のうち292万6千円を繰越。

9件目はやっちゃえ！いとまん！6次産業化整備事業費1億438万円を全額の繰越でございます。

10件目は大和城観光地連携整備事業費4千601万5千円のうち、2千544万4千円を繰越。

11件目は商工水産業緊急支援事業費1億2千401万円のうち、1千830万円を繰越。

12件目はあまぎ自然と伝統文化体験館整備事業費4千万円を全額の繰越でございます。

13件目は軽症者隔離施設機能向上整備事業費150万円を全額繰越。

14件目はスポーツイベント活動再開支援事業費406万4千円を全額繰越。

15件目は前野・岡前横断改築事業費6千245万3千円のうち、4千827万3千円の繰越でございます。

16件目は平和東線改築事業費5千131万1千円のうち、5千95万8千円を繰越。

17件目は橋梁補修事業費、国補正でございますが、1千710万円を全額繰越。

18件目は公営住宅建設事業費1億2千344万4千円のうち、1億1千997万1千円の繰越でございます。

19件目は木造住宅建設事業費2千840万円のうち、1千877万5千円を繰越。

20件目は都市公園事業費6千814万7千円のうち、3千248万2千円を繰越。

21件目は小学校費の感染症対策・学習保障支援事業費1千86万円のうち、486万円の繰越でございます。

22件目は中学校費の感染症対策・学習保障支援事業費543万円のうち、243万円を繰越。

23件目はユイの館運営管理費969万7千円のうち、65万1千円を繰越。

24件目は感染症対策衛生設備整備事業費418万7千円のうち、38万2千円の繰越でございます。

24件の繰越額の合計は5億6千735万1千円で、その財源内訳につきましては、国庫支出金3億3千630万円、県支出金2千112万円、起債1億4千90万円、基金1千877万5千円、一般財源5千25万6千円となっております。

以上、一般会計繰越事業に係る繰越明許費繰越計算書についてのご報告でございます。

報告第4号、令和2年度天城町の債権の管理に関する条例に基づく不納欠損処分の報告について、そのご説明を申し上げます。

天城町の債権の管理に関する条例第5条に基づき、令和2年度不納欠損処分を行いましたので、同条第6条の規定に基づきご報告申し上げます。

地方税法第15条の7第4項及び第5項並びに第18条第1項に基づき、町税を766万8千772円。国民健康保険税を728万6千400円。

介護保険法第200条第1項に基づき、介護保険料を163万7千515円。

天城町の債権に関する条例第5条第1項に基づき、AYT使用料を64万8千円。住宅使用料を108万600円、合計で1千832万1千287円でございます。

以上、不納欠損処分についての報告でございます。

以上、報告を終わります。

○議長（武田 正光議員）

以上で、諸報告を終わります。

△ 日程第4 一般質問

○議長（武田 正光議員）

日程第4、これより一般質問を行います。

議席番号2番、喜入伊佐男君の一般質問を許可します。

○2番（喜入 伊佐男議員）

町民の皆様、おはようございます。兼久代表の喜入伊佐男です。今年も早残り半年となりました。当天城町は、コロナウイルスの感染人数がけんこう増進課長碓本課長の頑張りで、我が町内でのウイルス拡散を押さえています。1分1秒でも早くワクチン接種が町民全員に打ち終わることを願い、一般質問をさせていただきます。令和3年第2回天城町議会定例会において、議長の許可が下りましたので、順次していきます。

1項目め、世界自然遺産登録について。1点目、海岸の景勝地の看板などにハングル語、または韓国語と中国チャイナ語で、挨拶だけの言語だけでなく、景色の紹介文も入れてはどうか。2点目、西阿木名の戸森の線刻画に行くまでの道路の舗装はできないものか。2項目め、AYT放送について。1点目、アマミノクロウサギの観察小屋の赤外線カメラのぼやけている状態を、もっとはっきり、くっきりと見られないものか。以上の2項目、執行部の答弁を明確に、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（武田 正光議員）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

森田町長。

○町長（森田 弘光君）

それでは、喜入議員のご質問にお答えいたします。1項目め、世界自然遺産登録について。その1点目、海岸の景勝地の看板などにハングル文字（韓国語）、また漢字（中国語）の挨拶文だけではなくて、景色の紹介文も入れてはどうかということでございます。

お答えいたします。景勝地の看板整備につきましては、令和元年度、観光庁の事業を活用し、ムシロ瀬を含め、計8か所に多言語に対応した看板を設置したところ

でございます。看板の板面には日本語と英語で各景勝地の解説文が掲載され、QRコードを携帯等で読み込むと、日本語・英語のほかに、中国語で繁体字・簡体字の2種類、そしてまた韓国語の計5か国語に翻訳された解説文を読むことができます。世界自然遺産登録をいよいよ目前に控え、観光客の増加も期待されますので、観光地整備はもちろんですが、併せてその案内板の充実、整備も図ってまいりたいと考えております。

世界自然遺産登録について、その2点目、西阿木名の線刻画に行く道路の舗装はできないか。また、今年度、または来年度に向けての計画はどうなっているのかということでございます。

お答えいたします。戸森の線刻画につきましては、今、西阿木名ということでありますが、戸森の線刻画自体は、その所在地の字は瀬滝ということですが、戸森の線刻画につきましては、鹿児島県の地域振興推進事業に採択されまして、今年度、線刻画敷地内の見学、そして環境整備を計画しているところでございます。線刻画に行く道路の舗装がどうなっているかということでございますけれども、令和3年度、畑かん事業で管工事が実施されることとなっております。それが終了後、令和4年度には舗装工事を計画するということになっております。

2項目め、AYT放送について。アマミノクロウサギ観察小屋の赤外線カメラの映像は鮮明にできないかということでございます。

お答えいたします。現在、アマミノクロウサギ観察小屋の映像を深夜零時から翌朝午前6時まで生放送し、町民の皆様にも好評をいただいていると認識しております。映像を鮮明にできないかのご質問でございますが、使用している赤外線カメラの性能では、現状の鮮明度が限界だというふうに認識しております。現在、防犯上の観点から、軒下の高い位置にそのカメラを設置してありますが、より低い場所への移動等で鮮明な映像が流せないか、そういったことについても検討してまいりたいと考えております。

以上、喜入議員のご質問にお答えいたしました。

#### ○議長（武田 正光議員）

それでは、質問を続行していただきます。

#### ○2番（喜入 伊佐男議員）

海岸の景勝地、また世界自然遺産が決定された暁には、クルーズ船でたくさんの観光客が、すぐには来ないと思いますけど、来年度、また再来年度と観光客の人数が増えていくと思います。その観光バスの中には、世界自然遺産というものを目指してくるものと思われるので、そこに外国の方々、近隣諸国の人はずら来るのではないかと思います。私は、ムシロ瀬と犬の門蓋と見て回りました。犬の門蓋の

ほうに、その言語、2か国、3か国語ぐらひは、英語の説明文はありました、ムシロ瀬も。しかしながら、中国語と韓国語、挨拶だけではちょっと物足りないのではないかという感じを受けました。

そしてムシロ瀬にはトレイルの案内文がしっかりと設置されています。トレイルの案内文を犬の門蓋のほうにも同じものでいんじゃないかと思ひますが、中味のトレイル、道の説明はちょっと異なると思ひますが、あのぐらひの説明文を西阿木名の線刻画、または下原洞窟遺跡までのトレイルの道の看板を設置してはどうかと思ひます。これがすぐには今年度、また来年度の4月、3月末ぐらひまでには設置をお願いしたいと思ひますが、その点について、商工水産課長、中課長にその点についての考へと計画等はないものか、お伺ひします。

#### ○商工水産観光課長（中 秀樹君）

お答えいたします。先ほど町長のほうからも答弁がございました。令和元年度におきまして、観光庁の事業を取り入れて、先ほど8か所というご答弁でしたが、ムシロ瀬、与名間海浜公園、松原闘牛場、ウンブキ、犬の門蓋、千間海岸、アマミノクロウサギ観察小屋、戸森の線刻画の8か所に、先ほど町長のほうからもありましたが、5か国語に精通した看板表示を設置させていただいております。先ほど、クルーズ船というお話もございました。本来であれば今年、クルーズ船が1回寄港する予定でございましたが、やはりコロナ禍の中ということで中止になっておりますが、平成30年度につきまして、平土野港を拠点とした、ちょっと簡単な案内板になります、15か所設置もさせていただいております。

誘導標識等になりますが、今後、先ほど議員のほうからもありました世界自然遺産登録を間近に控え、今年はちょっと難しいとは思ひますが、来年以降、外国の方々がこの世界自然登録に向けて島に入ってくる可能性が十分あります。観光サイドとしても、いろんなものに特化した観光案内板を設置していきたいと思ひますが、やはり景観を損ねるといふ可能性もございますので、そういったところを各関係機関と協議をしながら、各課のほうとも連携しながら整備をしていきたいと思ひております。中期・長期的にはなると思ひます。また、観光サイドのほうで、国県のいろんな事業等がないか確認をしながら、整備をしていきたいと思ひております。

#### ○2番（喜入 伊佐男議員）

ありがとうございます。看板は2か所とも見て回って感じたことは、やっぱり少し倒して、台風飛ばされない看板を2か所ともよく考へて設置をしていると思ひます。これから新しく看板を設置する場合は、倒したほうの看板を設置するようにお願いしたいと思ひます。

次に2点目の、戸森の線刻画の道路舗装について、大久課長からなるべく詳しく、

お願いします。

○農地整備課長（大久 明浩君）

お答えいたします。道路舗装ですが、この線刻画に行く道路が2か所ございまして、秋利神大橋を越えたところから徳之島砕石跡地のほうに下りていってからの入り口と、あと集落公民館のほうからと、あと旧公共育成牧場のところから入っていった入り口の、この2か所ございます。私のほうは、秋利神大橋を越えたところからの説明をさせていただきたいと思います。大橋の下のほうに、さらに橋が一つ架かっておりますが、そこから真っすぐ進んでいくとハウス団地がございまして、このハウス団地を左折して、アスファルト舗装になっているんですが、そのアスファルト舗装の途切れた場所から約88mが未舗装になっております。そこを左折すると、113mの未舗装がございまして、全体で201mの未舗装区間となっております。

ここを右折して、線刻画の入り口になるんですが、ここの勾配がきつところについては、もうコンクリート舗装されておまして、この未舗装部分の201m、これについてはレベル、勾配がきつくはない状態でありますので、ここについて今回、管工事が今入っている段階ですが、この管工事の中で、管の埋設が終わりましたら、この201mを次年度、先ほど町長からもありましたが、令和4年度には舗装していきたいなと思っております。管工事に伴って、今水道管のほう、水道の水が今そこに引かれておりませんので、管工事の際に水道パイプのほうも同時に埋設できればと思って、今、県のほうと協議をしているところで、舗装のほうについては201mを次年度、令和4年度にやる予定でおりますので、報告しておきます。

以上です。

○2番（喜入 伊佐男議員）

距離的に201mで、コーラル舗装になっているところからしたら130m、多分、私が思うには観光バス、クルーズ船なんか来たら、観光バスは多分三京からのアクセスから曲がってくると思います。多分、大橋の下からだ結構、高速バスは橋の下だとちょっとリバウンド的なところがあるので、多分三京線のほうからくると思いますので、なるべくはコーラル舗装をしていないところを管工事が終わったら、そこから進めてはいかがなもんかなと思いますけど、どういうものですかね。課長、そこは大橋の下から水道工事という、一緒にやっていくということですよ。コーラルの、そこから線刻画まで、先に進められないものか。

○農地整備課長（大久 明浩君）

お答えいたします。先ほど、町長のほうから事業のほう、社会教育課のほうで今計画しているということですので、その際に水道のほう、せっかく道路舗装をかけ

るわけですから、管工事をしたところについては、水道管を埋めていくという形を取りたいと。秋利神大橋の説明をしましたが、三京のダムを超えて、ダムをつくる際には工事用道路と言っていたんですが、その公共育成牧場に行くところからずっと進んでいくと、線刻画に向かう一直線で結ばれている線があるんです。そこがもうアスファルト舗装されておりますので、バスとしてはそのルートが一番通りやすいのかなと思っているところです。

## ○2番（喜入 伊佐男議員）

はい、分かりました。来年度は新たな、新年度予算を計画していただき、無事、観光客が線刻画の手前まで降りられるようにしてもらいたい。そうしたら、観光に来た方々もスムーズに降りて、見物ができるということでもありますので、よろしくをお願いします。

戸森の線刻画にも、英語版の説明書は設置してあります。社会教育課長にそこも、もう一つ二つぐらいの案内板、説明板をしていったらどうですかねと思っていますけど、社会教育課長、和田課長、お願いします。

## ○社会教育課長（和田 智磯君）

お答えいたします。戸森の線刻画ですが、今、商工水産観光課が設置されました看板のほうがございます。あと、線刻画が今三つございまして、第1線刻画、第2線刻画、第3線刻画というのがありますけれども、これから世界自然遺産登録になりますと、観光客の方も増えてくると思います。今の三つの線刻画の中に、小さな看板が日本語で表記されております。その部分には英語とかでは表記されてはいないんですけれども、今ありましたように、今後、観光客へのいろんな方への説明と、あと子供たちの学習の場として大いに活用できるように、これが平成29年4月21日に県の指定文化財に指定されておまして、現状変更という形でいろんな申請を出していかないとなりません。県文化財課、県の文化財保護審議委員会のアドバイスをいただきながら、天城町文化財保護審議会の方でも前向きに検討していきたいと思っております。

## ○2番（喜入 伊佐男議員）

なかなか国との折り合い、折衝をしながらやっていくということです。下原洞窟遺跡のほうにもまだ、こないだ議員の方々と一緒に視察に行きました。そこまでの目印の立て看板が、少しやっぱり欲しいなと思っております。それも合わせて、看板等をつくるときには一緒にやっていったらどうかと思います。よろしくをお願いします。

2項目めの、AYT放送について。深夜零時から午前6時までのAYTの、アマミノクロウサギの映像が流れていると聞いています。私が思うには、やっぱりそれ

をユーチューブなんかで見る人はいいんだけど、AYTの食卓時間ですよ、7時半から始まって、30分も流れていないんじゃないかなと思ってますけど、その時間にちょっと5分ぐらいでも映像を流していただけたらなと思いますけど、どういふものですかね、企画財政課長。お願いします。

○企画財政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。今現在、深夜零時から午前6時ということで、生放送しているところです。今の議員の提案については、またAYTの番組編成のその辺とも絡みますので、もし空いた時間等があれば、今文字放送等を流しておりますが、その間、ちょうどクロウサギが出没しやすい時間帯等もちょっと調べまして、またAYTとも相談して、それが10分なのか30分なのか分かりませんが、ちょっと検討させていただきたいというふうに思っています。

○2番（喜入 伊佐男議員）

分かりました。なるべく食事中、また9時前ぐらいまでは流していただきたいと思っております。AYT放送に関連しますけど、これは申し送りにはしていないんですけど、これから浅間にドームをつくる、多目的ドームを、その点をつくるに際しまして、これからの沖縄の闘牛DVDを見てみますと、琉球放送のアナウンサー、伊波大志という彼が、旗を持っている人のインタビューをDVDの中にセッティングして入れています。だけど、当天城町では、ハッピー企画の許可がなければDVDの中には入れても難しいんじゃないかなと思っておりますので、DVDに関係なく、仮に年に何回か興行を打ちます。そこで、その天城町の牛が組まれたときに、天城町の連合会の支部長、山田皓一朗さんに牛の天城町の番組を何頭でやっているか、そして2頭、3頭出ているのであれば、そこにお伺いして、牛小屋に行って、AYTのアナウンサーが意気込み、前回の番組では時間が十分、今回、どういう思いで勝負をどういうふうな見方でやっているのかと、いろんなアナウンサーとAYTの方々として、その放送を流してみたらどうかなと思いますけど、どういうもの、もうこれは申し送りしてないから、あれだけ、どうですかね。

○総務課長（禰 清次郎君）

お答えいたします。ただいま議員からAYTの放送についてのご提言だと考えております。AYT情報通信施設として、町民の皆様方に行政情報、また気象情報等を迅速に分かりやすく伝えることが業務であると感じております。今、結んちゅだよりであるとか、いろんな番組を制作しておりますが、そういった中でまた町民の皆様方が興味を持っていらっしゃる事柄であるとか、番組内容の編成に今後考えていきたいと思っております。

○2番（喜入 伊佐男議員）

そうすれば、インタビューを今までのA Y Tが設立されてから、闘牛のインタビューというのはやっていないわけです。これからは闘牛の牛の数は結構若いうちから、天城町でも結構います。そしてその自分の愛牛がA Y Tの放送で流れて、そして子や孫、じいちゃんばあちゃん、自分の牛が闘牛場に行く前にインタビューしてもらって、そこで活性化が、少しでも町の活性化ができればなと思って、この質問をいたしました。これでA Y Tの放送も検討していただけるという思いで、私は一般質問の項目はこれで終わります。

続きまして、今年度6月、新たに新教育長、前春教育長も大変気苦労なされながら、10年余り頑張ってこられました。これから新教育長の院田裕一氏に、これから教育行政をどう町長と手を取り合って、よい町にしていくものか、そこをお聞きしたいと思います。教育長、お願いします。（「通告にないからだめよ」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

通告外ではあるんですけども、教育長、今の質問に対して手短に。

○教育長（院田 裕一君）

おはようございます。喜入議員、ありがとうございます。私は過日、春17代教育長のあとで、18代の教育長として昨日町長から辞令をいただきました、院田裕一でございます。昨日の辞令、そして今日、このような場に立たせていただきまして、改めて責任の重さをひしひしと今感じております。

先ほど、議員のほうからどう町長と手を取り合ってやっていくのかというふうなことでですけども、やはり本町の教育行政の基本目標である結の心を持ち、世界雄飛と島を担う人づくりと、これをいかにして実現していくのかというようなことで、今まで小学校等でやってきましたことを糧にしながら、そして今町長の行政の目標というか方向性と併せて、とにかく連携という言葉を大切にしながらやっていければなと思っております。そのためにも町長部局と教育委員会との連携、そして議会との連携、そして小学校、中学校との連携というか、ありとあらゆるところに連携という言葉がすごく重要なキーワードになってくるんじゃないのかなと思っておりますので、今後ともご指導よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（武田 正光議員）

喜入議員、ちょっとお願いですけど、一般質問が何で通告制になっているかという、質問者と答弁者が、その質疑内容について具体的に議論ができるようにということで通告制になっているのです。今後気を付けるように。

○2番（喜入 伊佐男議員）

はい、分かりました。

これで終わります。

**○議長（武田 正光議員）**

それでは、喜入議員の一般質問を終わります。

消毒作業がありますので、しばらく休憩しますが、10時55分に再開します。

休憩 午前10時45分

---

再開 午前10時55分

**○議長（武田 正光議員）**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議席番号1番、平岡寛次君の一般質問を許可します。

**○1番（平岡 寛次議員）**

町民の皆様、こんにちは。議席番号1番の平岡寛次でございます。梅雨明けも間近でございますが、一昨日の大雨警報発令には、災害の発生を心配してなりません。これからも緊急情報をいち早く入手し、町の防災情報に従い、町民お一人お一人の命を守る行動をお願いいたします。また、日々コロナワクチン接種に従事しております医師、ドクター、看護スタッフ、行政スタッフの方々に対し、心から感謝を申し上げます。来月7月の世界遺産委員会において、登録が目前に迫ったこの瞬間を町民の皆様とともに登録実現を祈る一人でもあります。

それでは、先般通告いたしました2項目3点について、一般質問をいたします。1項目め、環境行政について、その1点目、世界自然遺産登録の勧告を受けて、今後の取組について、お伺いします。2点目、家電リサイクル海上輸送費助成事業の現状について、お伺いいたします。2項目め、行政運営について、1点目、天城町防災センター未竣工工事に係る交付金返還について、お伺いいたします。

以上、2項目3点について、執行部の明確な答弁を求め、1回目の質問を終わります。

**○議長（武田 正光議員）**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

森田町長。

**○町長（森田 弘光君）**

それでは、平岡議員のご質問にお答えいたします。1項目め、環境行政について、その1点目、世界自然遺産登録の勧告を受けて、今後の取組についてということでございます。お答えいたします。

世界自然遺産登録につきましては、5月10日にユネスコの諮問機関であります

IUCN（国際自然保護連合）より、「登録適当」の勧告がなされたところがございます。その中で、希少種、特にアマミノクロウサギの交通事故対策、観光管理計画、河川管理や森林保全についての指摘がありました。特にアマミノクロウサギの交通事故、ロードキルと言っておりますが、交通事故については多発傾向にあるため、県とも連携しながら、そのロードキルを減少させる対策を実施していきたいと考えております。また、野犬・野猫対策や観光管理の強化、希少野生動植物の保護、外来動植物の駆除等について、環境省、県、また徳之島地区自然保護協議会、また民間の方々とも連携しながら、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

環境行政について、その２点目、家電リサイクル海上輸送費助成事業の現状についてということでございます。お答えいたします。家電リサイクル海上輸送費助成事業につきましては、特定家庭用機器再商品化法、いわゆる家電リサイクル法に定められております、エアコン、テレビ、冷蔵・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機に対し、徳之島地区リサイクル促進協議会において、徳之島において排出された特定家庭用機器を対象に、それを本土に輸送するために要する費用を低減することを目的として、徳之島から鹿児島間において、その費用の一部助成を実施しているところがございます。

２項目め、行政運営について、天城町防災センター未竣工工事に係る交付金返還についてということでございます。お答えいたします。平成２６年度の繰越事業であります、天城町防災センター新築工事Ａ工区が未竣工であったということで、令和３年４月１２日付で社会資本整備総合交付金交付決定取消通知書が届き、交付金の返還が命じられました。それに伴いまして、２回の臨時議会を開き、予算化についてご審議いただきましたが、否決という結果でございました。その中で、地方自治法第１７７条の、収入または支出に関する議決に対する長の処置を行い、予算計上後に返還期限の令和３年４月３０日に交付金を返還いたしました。また、交付金の返還に伴う加算金の納入を、令和３年５月２４日に行ったところがございます。

このたびは、町民の皆様並びに議会議員の皆様には、ご心配、そして多大なるご迷惑をおかけしましたことを、改めまして心よりおわび申し上げます。

以上で、平岡議員のご質問にお答えいたしました。

**○議長（武田 正光議員）**

それでは、平岡議員には質問を続けてもらいます。

**○１番（平岡 寛次議員）**

ただいま町長のほうからご答弁をいただきましたが、若干、重複すると思っておりますけれども、質問のほうをさせていただきます。まず、世界自然遺産登録の勧告を受けて、今後の取組についてお伺いをしてまいります。環境省は、去る５月１０日に、

世界自然遺産登録を目指す奄美大島・徳之島・沖縄北部・西表島について、国連教育科学文化機関ユネスコの諮問機関であります国際自然保護連合 IUCN が、登録が適当と勧告したと発表されました。IUCN は、国際的にも希少な固有種に代表される生物多様性の保全上重要な地域と価値を認め、資産の保全に対する決意と当初の推薦を修正した努力を賞賛すると、評価しております。

来月 7 月の世界遺産委員会では、可否の決定に影響力を持つ IUCN の勧告どおりに決議される可能性が高く、登録実現が濃厚となり、大きく前進したと思います。世界自然遺産候補地に選ばれたのは、2003 年 5 月、18 年の歳月をかけて紆余曲折、難局を乗り越え、登録実現にあと一步に迫ってきました。この勧告を受けて、徳之島 3 町長の記者会見もありましたが、再度、町長のご感想をお伺いしたいと思います。

#### ○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。今、平岡議員のご指摘のように、5 月 10 日までの道のりは決して平たんな道のりではなかったというふうに考えております。その間、徳之島及び地域の方々の一生懸命の取組、また関係する国、そして県の取組に対しては、敬意の表明をしたところでございます。これまでは、徳之島の宝でありましたが、これがいよいよ国立公園ということで日本の宝になりました。そして、この世界自然遺産登録がなされた暁には、いよいよ世界の宝というふうになるわけであります。

そういう中で、私たち未来を担う世代が、この徳之島に生まれてよかった、育てよかったという、そして世界自然遺産の島に生まれてよかったという、そのような誇りを持つ、そういう島にしたいというふうに、私は考え、そしてまた、これがゴールではなく、いよいよスタートであるということ、そして、大きな義務を課せられたということ、その記者会見の中で私は述べさせていただきました。そのために、いよいよ島民全体で一致して、この徳之島を世界の宝として守っていかないといけないというふうに考えております。

また、一方では観光振興ということがうたわれておりますが、観光と自然保護というのは相対する場面もあります。また一方では、どのような形で融和を取り、そしてこの世界自然を観光として利活用できるかという、また大きな課題もあるかと思っております。島民、そしてまた関係する皆さん方で知恵を出し合いながら、頑張っていければというふうに私は考えております。

#### ○1 番（平岡 寛次議員）

IUCN から登録の勧告を受けた上で、新たな四つの課題、決議文が示されております。そのうち三つの課題が、奄美・徳之島に関するものでございます。一つ目は絶滅危惧種の交通事故対策、二つ目は緩衝地帯における森林伐採の適切な管理、

三つ目は包括的な河川再生戦略の策定であります。中でも、IUCNが指摘した観光による過剰利用、固有種の交通事故や外来種への対策は、速やかに的確な対応が必要と言われておりますが、本町のこの三つの課題をどのようにお考えか、お伺いいたします。

○企画財政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。今回の勧告の中で指摘がございました。町長の答弁にもございましたように、まずはアマミノクロウサギのロードキル対策でございます。今現在、徳之島町の山クビリ線におきましては、車両通行止めという形でできております。そういう中で、徳之島においては全島で直近の数字で16頭のクロウサギが交通事故、ロードキルによって死亡しております。そのうち5頭が我が徳之島町と接する県道轟木線ということであります。また、多いところが、与名間の県道からクロスカントリーに向かうあの道と、また金見の県道でも多いようでございます。

そういった現状を踏まえまして、今後、町長の答弁にもありましたように、県道を管理する県の土木のほうにもそういう相談をいたしたいと思っております。今のところ、県に対して要望書を作成して、そのロードキル対策、例えば減速帯を設置するとか、あと場合によってはフェンスの設置、あと看板の設置等、こういったものを要請していきたいと思っております。また、町の管理する町道等についても、そのような対策を早急に講じるよう努めていきたいと思っております。

また、森林の伐採等については、今現在も四、五年ぐらい前から緩衝地帯における森林の伐採等について議論がなされておまして、そこについては再度しっかりとしたルールに基づいて、伐採等をしていくということになろうかと思っております。また、河川につきましては、徳之島においてはそう大きな指摘はございませんでしたが、今後、河川等を整備する際には、そういった世界自然遺産というところで推薦区域、また緩衝地帯、こういったところの整備については十分な配慮をしていきたいというふうに考えております。

また、その観光につきましても、これから世界自然遺産に伴って多くの方が徳之島に来島することが予測されます。そういう中で、いかにして徳之島の魅力を伝えていくかと、そういうことについて、そういったマニュアル等も今後作成していく必要があると考えております。

○1番（平岡 寛次議員）

本町も登録実現に向けて、官民、自然保護協議会、NPO法人等々と一体となつて、必要な予算措置、施策を実施してきております。本年度の当初予算においては、具体的には世界自然遺産対策費はもちろんのことですが、町内不法投棄対策費、また海岸漂着物地域対策推進事業費、さらには世界自然遺産へ向けた猫対策事業費、

サンゴ礁保全対策事業など、あらゆる対策を講じてきて、予算化されてきております。登録に向けて、さらには登録後の自然保護、環境保全、観光利用等への今後の取組、再度取組をお聞かせください。

**○企画財政課長（福 健吉郎君）**

お答えいたします。いろいろなご指摘がございました。まず不法投棄につきましては、関連する課と連携しながら、そういった自然破壊につながるような不法投棄を減らしていくということに努めていきたいと思っております。また、先ほどもありましたが、猫対策、今、野猫対策のほうも悩ましい問題であります。飼猫条例等も制定されたところですが、いまだに野猫、また野犬、あと野良猫と、そういった対策を強化していくということで、今議論を進めているところであります。

それと外来種、今のは動物でしたが、植物についても外来種が多々、徳之島には生息しております。そういったものも今後、自然保護協議会、また民間の方々とも一体となった駆除活動なり、そういったのを展開して行って、せっかくこの7月には世界自然遺産登録になろうかとしております。こういった人類共通の財産をしっかりと守れるような仕組みづくりというのは、近いうちにつくり上げていきたいというふうに考えております。

**○1番（平岡 寛次議員）**

少し本年度予算について、具体的なところでお伺いをしてまいりたいと思っておりますが、町内不法投棄対策費が令和3年度の当初予算で275万6千円組まれております。この対策費の大半がパトロールをしたり、回収をしたりということだろうと思うんですが、この内容、パトロールの内容、実績、またはその投棄物の品目などが分かれば、教えていただけないでしょうか。

**○くらしと税務課長（岸 恭聖君）**

お答えいたします。不法投棄対策事業ですが、これは来年度、年度末2月、3月において2か月分の予算を計上しております。中身につきましては、人件費、それからあと消耗品など、わずかですが4万円ほど組んでおります。役務費としてはごみの手数料、処理手数料は少しあります。あと重機借上げ等をしております。パトロールして、不法投棄が見つかりましたら、そこの不法投棄分の回収のための予算ということで位置づけております。

**○1番（平岡 寛次議員）**

今、課長の説明がございましたが、年間の中で2月、3月にパトロールを行うということでございますが、ということは年間のうちに回数的に言えば一、二回ぐらいのパトロールということの解釈でよろしいのでしょうか。もう少しパトロールの回数を増やすことはできないものか、情報を取る意味でも、情報収集の意味でもパ

トロールの回数を増やす。そして不法投棄の回収、撲滅を図るということではできないものか、お尋ねいたします。

**○くらしと税務課長（岸 恭聖君）**

お答えいたします。年間で不法投棄のパトロールということですが、役場の職員が随時回っていると、あと県のほうの不法投棄パトロール隊等から連絡があったり、また町民の方からの連絡があった場合に、その場所に行って、その場所で量的に少なければ対応する職員で回収をしたりしております。年間で今持っている資料では6件の回収を昨年度は行っております。場所も町内全域にまたがっておりますが、この不法投棄ですね、なかなか減らないという状況で、看板の設置など啓発活動はしておるんですが、なかなか思うに任せないということで、町民の皆様にはぜひとも不法投棄はしない、させないというようなことをご協力していただければと思っております。

**○1番（平岡 寛次議員）**

私も資料を請求いたしまして、不法投棄の回収状況を今、資料として手元にございます。今、課長がおっしゃられたとおり、令和2年度、町内全域で回収をしているという状況、4t1台とか、4t2台分とか、軽トラック2台分とか、相当な量を回収しております。私の質問で、あとから触れてまいりたいと思うんですが、その中の不法投棄の品目なんですけども、この中にいろんな不法投棄の商品があるわけなんですけども、家電というのがあるんです。それから洗濯機とか、こういったのも不法投棄されているというふうな状況、これは後ほど私は触れていきたいと思うんですけども、ぜひ課長、自然遺産を目前しておりますので、このあたりの施策を十分に対策を取っていただきたいと思っております。

次に、海岸漂着物地域対策推進事業費、これが令和3年度の当初予算では1千880万、ほとんどが県補助金になっております。一般財源がほんのわずかでございますが、この海岸漂着物回収作業の現状をお聞きしたいと思います。というのが、この世界自然遺産の登録、2018年度にも見直しをしているわけなんですけども、このときに森、川、海は一続きの生態系である。18年の勧告で生態系の基準を満たさないと判断された経緯もございます。この予算も1千880万という予算があるわけなんですけども、この回収作業の現状をお伺いいたします。

**○くらしと税務課長（岸 恭聖君）**

お答えいたします。令和2年度の活動実績ですが、海岸清掃事業にいたしましては、事業の目的としては回収処理ということで、海岸漂着物の地域対策推進事業ということでありまして、対象海岸としましては、与名間地区、松原漁港、松原の海岸線ですね、それから平土野の海岸線、千間の海岸線、秋利神の海岸線の、延べ6千

459mが対象となっております。目標としては80tほどを回収を目標としております。中身につきましては、漁網とかペットボトルとか、そういったのが主になってくるというふうなことで思っております。

**○1番（平岡 寛次議員）**

この対策費、海岸漂着物地域対策推進事業ですね、これも引き続き行っていただいて、森と川、海が一体となった生態系であるという認識の中で、清掃活動をお願いしたいと思います。

次に、ネコ対策事業費でございますが、これも令和3年度当初予算、県補助金が532万3千円、一般財源から354万9千円、計887万2千円の予算化をされております。このネコ対策費、非常に重要な対策費だろうと考えておりますが、この予算の中でマイクロチップの装着ですとか、猫の不妊化去勢手術助成とか、いろんなチラシ、パンフレットがあるわけなんですけど、この予算の中で行っているわけでしょうか、お伺いします。

**○くらしと税務課長（岸 恭聖君）**

そのとおりでございます。

**○1番（平岡 寛次議員）**

そうなりますと、予算書を見ますと、このネコ対策事業費で887万2千円、これが3町ネコ対策協議会への負担金となっておりますが、そのとおりでよろしいんでしょうか。その3町のネコ対策協議会でいろんなマイクロチップの助成だとか装着とか、不妊化去勢手術助成とかをされるということによろしいでしょうか、お伺いします。

**○くらしと税務課長（岸 恭聖君）**

お答えいたします。この3町ネコ対策協議会のほうの協議会のほうに、この負担金を集めまして、そこで運営をしております。事務局としては天城町ということになっております。TNR事業と一般事業とに分かれて運営をしております。

**○1番（平岡 寛次議員）**

それじゃあ、もう少し踏み込んでお伺いしたいんですが、この負担金の基準、負担金の基準。その協議会の構成、また天城町議会からその協議会の参加というのがあるんでしょうか、お伺いします。

**○くらしと税務課長（岸 恭聖君）**

ネコ対策協議会ですが、各町の環境行政対応課長、それから担当者、あと企画課のほうの担当者、それからあとは国の環境省のほうから2名ほどとなっております。役場職員のほかには、議会からは入っておりません。月に1回くらいの会合を持っておりまして、その中で運営をしていくと。また、町外、島外の専門家の意見を聞

きまして、その運営をしているというようなところでは。

○1番（平岡 寛次議員）

分かりました。この負担金でございますが、3町から恐らく負担がなされるということですので、大きく言えば3千万近く3町でなるんでしょうかね。その負担金の基準というのは、天城町で887万ぐらいあるわけなんですけど、その基準を簡単に分かりませんか。算定基準は。

○くらしと税務課長（岸 恭聖君）

これは以前からずっと続いております運営費ですね、それを基にしておりまして、奄振の予算も入っております。これがベースになっておりまして、細かい算定基準というのがちょっと分かりかねるんですが。

○1番（平岡 寛次議員）

課長このあたり、協議会のいわゆるどういったところにどういうお金が使われたのか、いわゆる収支報告書なるものもきちんとあるだろうと思うんですが、また議会のほうにもお示しを願えればなと思っております。

一方で、希少動物の交通事故などが懸念される中なんですけど、反面、クロウサギによる被害状況等々も耳にすることがあります。その対策は十分に行われているのか、農政課長、お伺いいたします。

○農政課長（山田 悦和君）

お答えいたします。今、質問の対策ですが、十分と言われるとなかなか難しいところがございますが、現在、いろいろと関係課、関係機関等と連絡を取りながら進めているところでございます。

○1番（平岡 寛次議員）

このクロウサギの被害対策ですね、町民のほうからの問合せなど、それにどのように対応されているのか、もう一度お伺いします。

○農政課長（山田 悦和君）

お答えいたします。現在、そのクロウサギの被害については、主にサトウキビの食害等がございます。地域で言いますと当部地域であったり、また与名間地域であったりから、年々その相談件数等も増えてきつつありますが、現状として今被害状況の数値化はまだできていない状況でございます。あとまた大島郡内でも、そのクロウサギの被害報告が少しずつ増えてきつつありますので、その対策も必要になってくるかというふうには考えておりますが、現状のところ、そのクロウサギは希少動物でございますので、共生をしていく方向を見出していかなければいけません。あとその農作物に対する被害については、現状のところ電気柵、あとネット等での被害防止を農家個々で行っていただいているところでございます。

○1番（平岡 寛次議員）

今、課長が申し上げました、その電気柵とかネット関係ですね、この助成は適用されているという認識でよろしいのでしょうか。

○農政課長（山田 悦和君）

お答えいたします。これまでもイノシシ被害対策を主に電気柵、アニマルネット、金網柵等の資材の助成を行ってまいりました。これまで昨年につきましては、60%助成で行ってきたところでございます。今年度も50%助成の予算を確保しておりまして、近日中にこの募集を始める予定でございます。

○1番（平岡 寛次議員）

世界自然遺産登録が目前に迫ってまいりまして、その登録に向けての取組と、また一方ではクロウサギによる農作物の被害の対策防止、ここも同時に進めていただければという要請をしておきます。

町長が先ほど申し上げられました世界自然遺産登録は、ゴールではなく、生物多様性を将来に伝えていくためのスタート地点に過ぎません。まさに私たちは、将来にわたって徳之島、奄美の自然を守り、世界の奄美、徳之島となります。世界に対して自然保護の責任を負うことにもなります。いわゆる世界と約束をするということになると思います。併せて、顕著な普遍的価値を将来に継承する義務も同時に認識しなければなりません。筑波大学大学院の吉田教授によりますと、世界遺産を訪れる観光客は、過去の例からしますと、登録された年に急増し、翌年には減少する傾向にあるようです。また、吉田教授がおっしゃるのは、このコロナ禍を準備期間と捉え、自然保護と両立した質の高い観光を提供していくための環境整備に尽くしてほしいと、指摘しております。

西表島は、年間の観光客数を33万人程度までとする基準を設け、受入れ人数の管理に取り組む方針を掲げている事例を挙げながら、観光客数を抑制して、混雑を避け、動植物の被害を防ぐことが重要だと訴えております。また、屋久島環境文化財団の小野寺理事長は、国内第1号の世界自然遺産の屋久島は、登録後、25年間で屋久島島内の総生産5割押し上げる成果があったとおっしゃっております。また、併せて、島を出て都会に住む若者たちが、胸を張って屋久島出身だと言えるようになったということも、新聞報道で述べられております。

今年3月の琉球新報の記事には、関東の民間の船会社が沖縄北部の大宜味村塩屋漁港から、与論島を経由して沖永良部島を結ぶ小型高速旅客船を2020年3月から就航させ、定期運航を目指すと報道しております。本町としてもアフターコロナを見据えて、引き続きLCC航空、また大型クルーズ船の誘致など、観光事業対策も必要と思われませんが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○企画財政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。大きい姿というか、この将来の姿なんです、そういう中で、今先ほどから従来やっていることを着々と進めながら、また強化していきながら、自然を守っていくということに努めてまいりたいと思っています。また将来的には観光客がそのように多くなったときのことを考えまして、今、エコツアーガイドの育成ですとか、そういったことにも取り組んでおります。またさらには、交通網の整備といいますか、そういった航空機、または船、そういったところの交通というのもしっかりと、長期的になるかもしれませんが、要請、要望していったら、多くの方がこの徳之島に観光にいらっしゃるという環境が作り上げられたらいいと思っております。

○1番（平岡 寛次議員）

世界自然遺産に伴う環境の保全とともに、この観光需要対策、この面もぜひ力を入れながら進めていただきますよう、要請をしておきます。

さて、来月の世界遺産委員会、これが7月16日から31日にオンラインで開かれるわけですが、そこで正式決定をするわけですが、その際、島内におけるイベントなどの計画はあるのでしょうか、お伺いします。

○企画財政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。議員のおっしゃるように、7月16日から31日まで、世界遺産委員会が開催されると、そういう中で、新規の遺産登録については24日頃ではないかという、今、県のほうの見込みでございます。それにあわせて、今、県のほうとも連携して、協議しているところですが、まずはパブリックビューイングを開催するという事になっております。県庁の2階と、また奄美名瀬のA i A i 広場、あと徳之島においては天城町の防災センターでパブリックビューイングを同時に行って、テレビで中継する形を取ることになっております。また、世界遺産委員会の模様も、まずは県のほうがその画像を入手しまして、それをまた奄美大島と徳之島の側で流せるような仕組みを取っていくということになっております。

今現在コロナ禍ということで、具体的に何人ぐらいの人のそのパブリックビューイングにお呼びするかというのは、まだこれから協議をしますが、当面としましてはパブリックビューイング、7月24日前後にはそのような催しがあるということでもあります。また、正式決定した際には、また各島において奄美大島と徳之島において式典等も開催していくということで、今協議を進めております。この費用については、県のほうが大分見ていただけるんですが、また足りない分については徳之島側でも準備いたしまして盛大な、コロナ禍の中ですが、しっかりと適切なそ

ういったイベントができればと思っております。

○1番（平岡 寛次議員）

ご承知のとおり、今年は今、マスコミ等でいろいろと報道されております。東京オリンピック・パラリンピックが行なわれる予定になっておりまして、そのオリンピックの開催に当たって、今言われるこのパブリックビューイング、PVの開催について、非常にいろんな角度から協議を、ご審議をされていると、私も報道を見て思うわけですが、そこら辺を引き合いに考えますと、3町から町民の方々を集めて、このPVを開くということは、より慎重に3町とよく協議をしながら進めていかなければいけないのではないかなど。

また併せて、いろんな行事等がこのコロナ禍の中で中止、中止となっております。そこら辺も踏まえながら、より慎重に開催のほう、またやり方を少し変えながらやられるのもいいのではないかなど思ったりもしております。世界自然遺産登録の実現を願いながら、今後の課題に対する官民一体となった政策を積極的に推進していただくよう要請をしまして、この質問を終わります。

次に、2点目でございますが、家電リサイクル海上輸送費助成事業の現状について、でございます。先ほど町長からも1回目の答弁がございました。この家電リサイクル法の概要でございますけども、特定家庭用機器再商品化法というのが施行されております。廃棄物の減量と再生資源の十分な利用等を進めて、循環社会を実現していくために設定をされております。新しい再商品化の仕組みを定めた家電リサイクル法が平成10年6月に制定され、平成13年4月から施行されております。施行からおおむね20年の経過をしているところでございます。

そのような中で、徳之島島内の家電リサイクルの搬出状況、どのような状況になっているのか、お伺いいたします。

○くらしと税務課長（岸 恭聖君）

お答えいたします。家電リサイクル法の関係ですが、徳之島島内で年間、これが去年、2020年の実績です。エアコンが308台、テレビが153台、薄型テレビが407台、冷蔵庫・冷凍庫が454台、洗濯機・乾燥機が611台、トータルで1千933台となっております。

○1番（平岡 寛次議員）

今、課長がご答弁いただいた内容、私もその資料をいただいております。相当な台数が1年間で、これは本土の鹿児島県の指定場所にこれが輸送されて、再商品化になるということですが、この家電リサイクルのリサイクル料、いわゆる消費者、私たち町民が負担するリサイクル料でございますけども、私の手元にそのリサイクル品目、テレビ、洗濯機、冷蔵庫、乾燥機、エアコンということ、料金表も

持っているんですが、ちなみにそれ以外の、最近どの家庭にもあるパソコンについては、最近は買取りの段階でリサイクルマークが入って、買取りの段階でリサイクル料金を払っているというふうなお店屋さんからの説明を私も受けました。

我々町民がこのリサイクル料金を払うわけですが、一つ特例を見てみますと、まま大きめの冷蔵庫でトータルで1万2千650円、冷蔵庫1台リサイクルするのに1万2千650円。その1万2千650円の内訳は、まずリサイクル料は全国统一、一律でございます。そして、もう一つが島内収集運搬料、これは電気店から亀徳新港までの運搬料、そして海上輸送費。そして、鹿児島新港から指定場所までの本土の収集運搬料。内訳としては、この四つぐらいに分けられるんですが、今言いました1万2千650円、これは海上輸送費は含まれておりません。この海上輸送費は、一般財団法人家電商品協会、いわゆるメーカーですね。メーカーが徳之島から鹿児島までの海上輸送費は見ていただいているということでもあります。当然、本町でこれを予算化をしているとかいうことでもないわけです。ですので、リサイクル料、これは全国统一でございますが、島内収集運搬料、または本土の指定場所までの収集運搬料、これが我々町民には本土の方々と違う負担が、ここで発生をしているということでございます。

本土と比べてみますと、離島の人たちは島内収集運搬料や本土収集運搬料など、多くの負担を強いられている状況でございます。農産物輸送コスト支援事業がございしますが、このあたりを参考に、外海離島で不利的条件の下、島内収集運搬料まで助成対象に含めて、消費者、または町民の負担軽減を図るよう、国、県へ要望することができないか、ご提案をいたしますが、いかがでしょうか。

#### ○くらしと税務課長（岸 恭聖君）

お答えいたします。確かに、町内から持ち出すお金、鹿児島市に行ってからさらに持ち出すお金が必要になっているのは、町民については負担が重いのではと思います。重いとは思うんですが、私のほうで補助対象としてというような議論が、財政当たりとちょっと話をしないとかならないのかなというふうに思っております。

#### ○1番（平岡 寛次議員）

いろんな協議会が群島内でもあると思います。また県庁でもあると思いますが、機会を見て、このような今の提言なんですけども、提案でございますが、機会を見てぜひご検討をしていただければと思います。先ほど、私も不法投棄のところで触れましたけども、負担が大きいものだから、つついそこら辺に投げてしまう、捨ててしまう、そういう町民の心情も、人間の考え方もあろうかと思う。よくないんですよ。よくないんですが、ただその負担を軽減することで、不法投棄の減少や環境保全においても役立つんじゃないかなと、そのように思います。

また本町は、ごみ処理施設の早期建設に向けて、現在協議中でございますが、同時に民間と協働をしながら、本土の指定引き取り場所を島内に誘致して、再商品化施設での雇用対策は考えられないか、併せて、要請をしたいと思っております。年間で2千台近くの家電商品が、鹿児島県の指定場所に持っていかれる。そこにいろんな負担が町民には、消費者には発生するわけなんです。仮にこの指定場所、これが島内にあれば、また天城町が進めるごみ焼却場、ここに併設ができて、民間の活力をもらいながら、その再商品化のシステムがつくられていければなど、そういう雇用対策が考えられないか、ここも同時に要請をして、次にまいりたいと思っております。

2項目め、町政運営について。天城町防災センター未竣工工事にかかる交付金返還についてをお伺いいたします。天城町防災センター未竣工工事にかかる補助金、加算金返還命令に対し、また本町の予算から支払っていることについて、町民は新聞や報道で見る限り、行政に対し日に日に不信感、不透明感を抱き、この事案の詳細が分からない状況で、到底納得できない状況でございます。まず、1回目の町長の答弁にもございましたが、4月30日納付期限の返還額、元本4千29万8千225円が町の予算から支払われておりますが、この返還命令は何が原因で、何の法律に違反して、どこから命令書が届いているのか、また元本の算定基礎、算出基礎の、以上の説明をお願いします。

**○建設課長（宮山 浩君）**

お答えいたします。今、お話にあります元本の4千万の法律の違反のほうは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、いわゆる適化法という法律に違反しております。その17条決定の取り消しという条文がございます。その条文に違反をしているということで、国土交通省のほうから交付金決定の取り消し通知が届いており、同じく国土交通省から返還命令が届いております。その4千万の根拠ですが、いわゆる防災センターA工区のほうは、躯体工事というものがメインでございました。それだけでもなくて、その他もろもろ入っているんですが、躯体工事の一部、建具工事の一部、電気設備工事の一部、空調換気設備の一部、給排水衛生設備の一部が、その工期内に終わっていない箇所がございます。その金額の積み上げのうち、失礼。その終わっていない請負工事費のうち、国費に当たる部分が4千29万8千円になっているということです。

**○1番（平岡 寛次議員）**

それでは、5月28日納付期限、正確には5月24日支払い済みだと思っておりますが、加算金2千218万4千172円も町予算から支払われておりますが、この加算金の性質、また算出基礎の説明をお願いします。

**○建設課長（宮山 浩君）**

お答えいたします。加算金につきましては、先ほど話しました補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、適正化法の中の第19条でございます。加算金及び延滞金という条項に基づきまして、その返還命令を受けた金額の10.95%、年間です。これが交付金を受け取った日から加算をするということで、4年数日たっておりますので、2千万円を超える額になったということになります。

○1番（平岡 寛次議員）

補助金の適正化法に違反されているわけですが、この違反のもう一度具体的な理由、天城町の建設行政として何が間違っていたのか。もう一度お聞かせ願えますか。

○建設課長（宮山 浩君）

お答えいたします。防災センター及び全体的にあそこを整備する中で、25年度で計画をしておりましたが、実際、26年度に交付決定をいただいて、発注をするのが、当初、26年の8月とか9月ぐらいを目標にしておったわけですが、諸事情、その年の東日本大震災があつて、資材が高騰して、設計書の作成し直しとか、諸事情により発注が27年の4月までずれ込んだということで、A工区の全体工期が1年と2か月程度に縮まってしまったということも原因であります。また、工事を進める中で、少し下杭が破損するなどのトラブルがあつたのも事実でございますが、そういったもろもろのものを考えて、A工区に対する工期が少なくなったのも原因かと考えます。そうは申しましても、工期内に実際は納めていただくのが筋ではございますが、技術者不足とか、そういうほかの保健センター、医療センターとの取り合いがあつたりとか、諸事情により工期内に終わらなかったということです。役場のほうも、いろいろ責任もあると思います。また、業者のほうにも責任もあると思いますが、そういうことで、2か月ほど遅くなりました。

○議長（武田 正光議員）

質疑途中ではありますが、休憩いたします。

午後1時に再開します。

休憩 午前11時59分

---

再開 午後 1時00分

○議長（武田 正光議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

午前中最後の宮山課長の答弁ですが、いま一つ詳細な答弁をとの申出がありますので、これを許可します。

○建設課長（宮山 浩君）

午前中の最後のほうの私の答弁が分かりにくかったということでございましたの

で、いま一度まとめたものを少し読ませていただきたいと思います。お時間をいただきたいと思います。

天城町防災センター未竣工工事に係る交付金の一部返還についてでございます。本件は、社会資本整備交付金効果促進事業を活用し、天城町総合防災拠点施設の整備のための天城町防災センター新築工事A工区に関わる未竣工工事の件でございます。天城町防災センターの整備については、平成24年7月に3年計画、平成25年度から27年度で計画をし、建設工事については26年度から行いました。平成26年度事業は、平成26年9月に入札を行う予定でしたが、東日本大震災及び東京五輪の影響による資材高騰に伴い、工事費が予定していた額より大幅に増額になった。そのため、事業計画を見直し、当初、3か年計画から4か年計画、平成25年度から28年度に変更することとなり、その調整に時間を要しました。入札が平成27年2月となりました。請負業者から契約時の工期では完成は難しいと口頭で相談を受けましたが、工期延長等を含め、変更契約を想定している旨を伝え、理解を得た上で契約締結を行いました。

その後、平成27年12月2日に変更契約を行い、完成可能な期日として工期を平成28年3月24日まで延長しましたが、躯体の鉄筋工及び型枠工の技術者が確保できなかったことによる変更、計画工程からの遅れにより、工期内完成となりませんでした。技術者を確保できなかった要因としては、東京オリンピック特需により、奄美群島内の技術者が本土へ流出したことが考えられます。工期の進捗状況につきましては施工管理業務を委託しており、毎月報告を受けておりましたが、平成28年3月初めに工期内完成が困難であると天城町役場建設課内で認識をしておりました。このことから、検査員でもある当時の建設課長の判断により、未完成の状態ではあったが、請負業者に完成届を提出してもらい、計約担当者の決裁を受け、請負業者への代金の支払いを行い、県を通じて国のほうへも交付金の請求の事務を行ったところであります。

本件について、工事が大規模ながら（「議長」と呼ぶ者多し）

#### ○1番（平岡 寛次議員）

そこら辺がまだ私は質問をしておりませんので、私は町民に分かりやすく、先ほど来質問をしております。今、課長が私の今から質問をしようとするところまで先走って説明をしたら、私の質問する内容がまばらになってきますので、その辺で止めていただいてももらいたいと思います。

この防災センターの問題に対しまして、町民からの抗議、または苦情等がなかったかどうか、総務課長、お伺いします。

#### ○総務課長（袴 清次郎君）

まずは、この防災センターの未竣工工事における交付金の国への返還、そして加算金の納入が発生しましたことにつきまして、先ほど町長がおわびを申し上げましたが、改めて議会の皆様、町民の皆様方にはご心配、ご迷惑をおかけしました。申し訳ございません。

今、議員からありました町民の方々からの問合せ、苦情等につきましては、事実あったというのが事実でございます。これについては、やはり新聞、マスコミ等でこの件が取り沙汰されておりますが、この件の真相について、しっかりと説明責任を果たしていただきたいという趣旨の問合せがございました。申し入れもございました。我々執行部としましては、しっかりとこの件を受け止め、説明責任を果たしていくつもりでございます。

#### ○1番（平岡 寛次議員）

今、課長からの答弁がありましたとおり、この問題に関して納得のいかない町民の方々は数多く、私はおられると思います。私はこの問題でいろんな町民の方々とお話をいたしますが、私が肌で感じる中では、ほとんどの方々がおかしいと、これは納得がいかないと、そのように申している、また言わなくても心の中でそう考えている人が多いと思います。

この防災センターの問題は、当初、元請業者間と天城町を巻き込んだ訴訟、いわゆる調停ですね。この問題から端を発し、天城町定例議会で一般質問で取り上げられました。その直後、特別調査委員会が設置され、防災センターに係る建設行政について審議が行われた結果、未完成のまま完成工事が実施され、未完成のまま工事請負契約業者へ工事代金が支払われたことが判明をしたわけです。さらには、未完成のまま国、県への交付金請求事務を行っている。

同時に、その委員会で、今後加算金の発生があるのかとの質問に対し、発生はありませんと、当時の担当課長は述べております。我々議員は町民の付託を受け、町の行政執行、予算執行をチェックすることは議員としての使命であります。他方では、この事案が提起されなければ、分からなかったのにという方もおられるでしょう。臭い物には蓋をする。隠し通せば分からない。公文書偽造、改ざんも平気で行う。まさに無法行政、隠蔽体質と言わざるを得ません。

町長は当時、副町長の職にございました。入札指名委員長も兼務されていたと思います。この補助事業行政、公共工事行政、いわゆる事業端の執行責任者は当時、町長どなただとお考えでしょうか。

#### ○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。最終的には契約担当者という方がいらっしゃいます。これは町長でございますけれども、その最終的には契約担当者という方がいるわけであり

ますけれども、その中で、その町長を補佐する立場、私は副町長という職におりました。そういう中でこのような町民の方々に大変な心配をかけ、迷惑をかけたということについては、先ほども表明しましたが、お詫びをしたいというふうに思っております。その中で、この事業が計画された段階から、この防災センター、総合防災拠点施設につきましては、いろいろな議論があって、いわゆるその事業が進んだ中で、難産の子であったと私の中では思いがあるんですが、この事業がそういういろんな議論があった中で、無事完成してほしいという、私の中では一念がありました。

そういう中で、完成してほしいという一念の中で、このような、いわば甘い判断に至ってしまったということについては、改めて町民の皆さん方、そしてまた議会の皆さん方にはお詫びをさせていただきたいというふうに、今思っております。

#### ○1番（平岡 寛次議員）

今、答弁にもありましたとおり、まさに町長の補佐役、副町長として当時はあられた。そしてまた、この事業端の補助事業行政、公共工事、この行政の責任者の1人でもあったと、私は認識しているところでございます。

町長は当時、副町長のときに、どの段階で、この防災センターA工区の工期が間に合わないとの報告を受けたのか、どの段階で。現場責任者の課長は、現場の実態を報告する義務があると思いますが、お伺いします。

#### ○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。先ほど宮山課長のほうから、3月に建設課の中で間に合わないという認識があったということでありました。私のほうにも、そのような形で報告は受けたというふうに、私は認識はしております。ただ何月何日に、そういったメモはございませんけども、その当時の建設課から報告は受けたというふうに認識をしております。そういう中で、できるだけ1日でも早く完成してほしいということをお伝えしたということの中で、その判断が甘かったのかなというふうに、私は考えております。

#### ○1番（平岡 寛次議員）

先ほど宮山課長が文書を読まれたわけなんですけど、その中に3月初めに困難であるという書面が、私ども議員の全員にこの書面は配られております。その中で、私はひとつおかしいと思うのは、平成28年3月初めに、工期内完成が困難であると天城町役場建設課内で認識をしたと。このことから、検査員である当時の建設課長の判断により未完成の状態であったが、請負業者に完成届を出してもらいという、この文面がでございます。この問題で、建設課長1人が判断。町長、建設課長1人、何で建設課長だけでこれ責任を負わせるような行為、文章ができるのかなと。私は

そうじゃないと思います。建設課長も副町長も、当時の町長もいて判断をされたんだと、この文面を読むと、建設課長が1人で判断した。そのようにも私は受け止められますが、非常におかしいと思いますけども、やはり3名で、合議体で話されて判断をしたということじゃないでしょうか、お聞きします。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。私のほうには、建設課長から報告があったということであり、これは何月何日かというのは、ちょっとメモがないということで、申し訳ありません。その中で、合議体という、いわゆる机を囲んでやったかどうかということについては、私の中には今本当に認識がないんです。ただ、建設課長にはやはり1日でも早く完成をしていただきたいという話は、2人でやったということは記憶の中にあります。そういうことであります。

○1番（平岡 寛次議員）

四、五年ほど前のことですので、そこまで記憶にないと、日にちが分からないということでしょうが、恐らく皆さんで、トップの方々に判断をしているものだろうと、私は思います。

また、この防災センターA工区の工期が間に合わなかった原因、先ほど宮山課長が読んだこの内容でよろしいわけですね。いかがでしょうか。

○建設課長（宮山 浩君）

お答えします。先ほど私が読んだことで間違いはないと思います。さらに工期が不足した原因が資材高騰、及び事業工事、杭打ち工事において転石等により杭が破損したために、計画から16日遅れて杭工事が完成したりとか、そういうものの積み上げがあって、取戻しができなかったことが考えられます。

○1番（平岡 寛次議員）

工期が間に合わなかった。諸所いろんな問題があったんでしょうけど、杭が折れた、転石によって杭が折れた。たかが16日間遅れただけなんです。そういったこともある程度、設計の中には想定されているはず。平成27年2月の入札段階で、工期については延長する旨の理解を得た上で、理解を得た上でですよ、工事請負契約を締結しているんです。最初の工期の最終が平成28年1月20日までの335日間の工期です。そして、防災センター新築工事A工区請負金額8億7千480万円。それで締結を業者と交わしているんです。その後、同年平成27年12月に工期の変更契約を行い、まさに課長が読んだ内容ですが、変更契約を行い、完成可能な期日として、平成28年3月24日まで64日間延長しているんです。工期の合計は399日間となります。

ところが、執行部の我々議員に渡したこの資料に、遅延の理由、鉄筋工、型枠工

の技術者が確保できなかったと書かれております。これは工期の遅延という理由になりますか。請負金額がお幾らですか、これ。約9億円の工事ですよ。技術者の確保ができませんでした。工期の延長もしている。変更契約もしている。この工事については399日間になったんです。私はこういう技術者がいなかったということは、工期の遅延の理由にはならないと思いますが、課長いかがですか。

○建設課長（宮山 浩君）

お答えいたします。確かに、9億という契約で、それなりの作業員、あと現場に入る方を確保するべきであったと思います。A工区の業者としては、予定していた人数をかき集められなかったのかなという思いもしておりますが、なかなか実際は工期を延長してしまったことの原因とするには、少し無理があるのかなという気はしております。

○1番（平岡 寛次議員）

この工事の発注者は天城町でございます。事業主体も天城町でございますが、この防災センターA工区、この工事についての鉄筋工及び型枠工の下請の契約書、または注文請書等の書類は存在しますか。取り交わしはされているのでしょうか、お尋ねします。

○建設課長（宮山 浩君）

はい。私はその現物をまだ見てないんですが、通常は下請契約を各工種において交わしております。あと、施工体制台帳なるものも多分ちゃんと設置していると思われま。

○1番（平岡 寛次議員）

それじゃまた後ほどで構いませんので、その下請契約書、または注文請書等ございましたら、あとでお渡し願いたいと思います。

昨今の建設行政において、人手不足、技術者不足が問題化しているのは、周知のとおりでございます。鉄筋工、また型枠工など特殊工の技術者の育成、また特殊工事を営む業者の支援対策が急務と思いますが、課長いかがでしょうか。

○建設課長（宮山 浩君）

お答えします。確かに、島内、郡内、技術者がかなり少なくなってきました。天城町の工事発注した際にも、沖縄とか鹿児島とかから技術者を呼ぶ、それには旅費も宿泊費もかかります。そういう意味で、うちが発注している工事は県単価を使用するんですが、単価が合わないとか、そういうもろもろ請負業者が不利になる場面が増えてきているのかなと感じております。やはり島内、郡内でそういう技術者を育成していき、またあと人口を増やしてそういう若者を増やしていく努力も、県市町村の責務かなと感じております。

○1番（平岡 寛次議員）

この点について要請をしておきたいと思います。

さて、天城町防災センターA工区、このA工区の返還問題、加算金の返還問題について、これは未完成のまま請負業者と共謀をし、工事完成届、目的物引渡書、目的物引受書などなどの書類を提出するよう指示をし、公文書偽造の検査調書を作成し、完成検査を実施しております。そしてまた同日、請負業者へ工事代金を支払っている。この行為は、業務上、職務上、公金の不正支出に該当しませんか。極めて重大な行為と思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（袴 清次郎君）

我々公務員は、法令を遵守しながら、町民の福祉の向上に努めなければならないと、常々認識しております。そういったことから、今回の交付金の返還、そしてさらには加算金の納入という事態が起きてしまったことについては、執行部として、あってはならないことでありますし、今、これまでこの案件が明るみに出てから、先ほど建設課長もお答えをしていますが、この分析を行いながら、再発防止に向けて検討委員会等も重ねてきたところであります。

我々執行部、課長一同、このことを深く受け止め、返還金のほんの一部にしかならないかと思いますが、先月から来月まで、一部給与の自主返納、またできる限りこの問題の解決に向けて取り組んでいきたいと考えておりますし、先ほどと繰り返しになりますが、町民の皆様方にはしっかりと説明を、責任を果たしていきたいと考えております。

○1番（平岡 寛次議員）

国が定める補助金の適正化法を承知の上で、このような行為を行ったのか。ほかに取るべき、法律に沿った手続はなかったのか。私はそう思います。どうしても工期内には完了しないと判断した時点で、国交省、また県との協議を行い、工事の打切り、それに伴う現契約、変更契約を行い、速やかに未竣功部分の補助金返還を行うやり方があったはずです。そうしておれば、2千200万あまりの加算金の発生はなかったと思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（袴 清次郎君）

確かに、議員のご指摘のとおりでございます。この件につきまして、大規模な工事であったということ、またいろいろな問題が重なったという点もございしますが、繰越事業の中で、再びの繰越ができないという認識ばかりが先走っていたような感があります。ご指摘の工事打切り、また国や県とそういった協議等を進めながら、その当時適切な対応が取れたのではないのかなと、今後の再発防止に努める中では、そのように考えております。

この防災センター、いろいろと今問題となっておりますが、さきの大型台風の際には、町内からたくさんの方々が避難し、初期の目的を達成しているということもごございます。先ほど町長もございました、こういった防災拠点施設を1日も早く完成に向けてという思いから、認識不足、いろいろとこういった不備が生じてきたのではないかと、検証する中で執行部の1人として反省もしているところでございます。

#### ○1番（平岡 寛次議員）

工期内に工事が完了しない。その時点で工事の打切りとか、法律に沿った手続きができたと思います。しかし、こうしたやり方をすれば、請負業者に全額の工事金を速やかに支払うことができないのが一番の理由じゃなかったんですか。私としてはそう思う。手続きは取れたんですよ、取ろうと思ったら。加算金も防げたと思います。しかし、そのような手続きを取ると、工事代金を速やかに全額支払うことができないというの、一つの理由じゃないかなと、私自身そう思っております。町の予算は町民のためのもので、町民の福祉増進、向上に向け執行されなければなりません。このコロナ禍の中、町民の中には困窮に耐え、必死に頑張っておられる方々も多くおられます。また、予算は町民の血税であることも忘れてはなりません。

役場のトップを含めた一部の人たちが契約先の業者と共謀の上、公文書偽造、不正行為が原因で、補助金、加算金合計6千248万2千397円の返還をいとも簡単に町の予算から拠出することは、町民にとって大きな損害であります。到底納得できるものではございません。また、町長は行政のトップであり、一業者の奉仕者ではないと思います。町長が日々町民の健康と暮らしを守り、福祉向上に努めることは言うまでもございませんが、当時の副町長だったときの判断にはいささか不信を覚えてなりません。

この補助金、加算金返還の事案は、郡内はもちろん、県内の方々が今注目をされております。天城町議会としても、これまで臨時会が開催されるごとに、責任の所在を明確にするよう言い続けてまいりました。町長、この問題の責任の所在について、町長の明確なご答弁を求めます。

#### ○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。事業主体でありますのは天城町ということであります。天城町を代表するということ言えば、天城町長ということになろうかと思っております。そういう中では、最終的には天城町長、天城町の執行者であります天城町長が、最終的な責任権者というふうには認識をしております。そういう中で、いかにしてまたこれまでの経緯、宮山課長からもお話しましたが、そういう中で完成すればという一連の中で甘い判断であったということも、今考えているところであります。

す。そういう中で、これからまたしっかりとそれについては、今総務課長からもありましたけれども、対応できるところ、そういったものについては判断していきたいというふうに思っております。

ただ1点だけ、平岡議員からいわゆる請負業者と町が共謀という言葉を使ったんですけど、その中でまたこれは私たちが共謀というのは意識的にやるということでもありますけども、判断すれば共謀ということになるかなと思いつつ、少し今違和感を覚えたりをしているところでもありますけども、また私たちしっかりと対応していければと思っております。

○1番（平岡 寛次議員）

今、町長の答弁、責任の所在、私は責任の所在を聞いているんです。明確な答弁をお願いしたいと思うんですが、今、町長が言われた請負業者との共謀、これは調停訴訟の裁判所の裁判官が書いた文面にも、そのとおり載っております。申し添えておきます。

町長、再度聞きます。お尋ねします。責任の所在を明確に、もう一度、いつまでにどのようにされるのか。お願いいたします。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。いつまでという期限を切るということについて、今しばらくご猶予いただきたいと思います。また、そういう中で、議会としっかりと説明をし、また町民にも説明をしていきたいというふうに考えております。

○1番（平岡 寛次議員）

最後に、町民の予算である6千248万2千397円の全額を、全額をまた町のほうに戻していただくよう、最後に要請をいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（武田 正光議員）

以上で、平岡寛次君の一般質問を終わります。

消毒作業がありますので、しばらく休憩しますが、1時45分に再開します。

休憩 午後 1時34分

---

再開 午後 1時45分

○議長（武田 正光議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議席番号9番、上岡義茂君の一般質問を許します。

○9番（上岡 義茂議員）

こんにちは。令和3年第2回定例会において、先般通告いたしました4項目、

4点について質問をいたします。

1項目め、1点目、外来種の撲滅について。

2項目め、多面的機能支払交付金事業について。

1点目、広域合併後、事業が適正になされているのか。

3項目め、あまぎ自然と伝統文化体験館整備事業について。

1点目、事業の取組について。

4項目め、町道・農道・水路の管理について。

1点目、浅間池田地区の水路について。兼久当部線の町道について。

以上、4項目について、1回目の質問を終わります。

**○議長（武田 正光議員）**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

森田町長。

**○町長（森田 弘光君）**

それでは、上岡議員のご質問にお答えいたします。

1項目め、世界自然遺産登録について、外来種の撲滅について、ということでございます。

お答えいたします。

徳之島におきましては、ギンネムやアメリカハグルマなどの植物や、ノネコ、ノイヌ、アフリカマイマイなど多くの動植物が外来種として指定されております。外来植物の駆除につきましては、徳之島地区自然保護協議会などと連携し、また島民の皆様にもご協力をお願いしながら、その駆除活動を行っているところでございます。今後も地域住民への外来種についての情報の提供に努め、世界自然遺産価値の保全に取り組んでまいりたいと考えております。

2項目め、多面的機能支払交付金事業について、広域合併後、事業が適正になされているのかということでございます。

お答えいたします。

広域化することにより、多面的機能の維持・発揮を図るための地域協働活動や、地域資源の適切な保全管理がなされ、適正に事業が遂行されているものと理解しております。

3項目め、あまぎ自然と伝統文化体験整備事業について、その今の事業の取組についてということでございます。

お答えいたします。

あまぎ自然と伝統文化体験事業につきましては、奄美群島成長戦略推進交付金事業の採択を受け、現在、基本そして実施設計業務を進めており、11月には終了の

予定でございます。

その後、施設の発注ということになります。現時点で計画しております施設規模といたしましては、鉄筋コンクリート造り2階建て、延床面積4千59㎡、そのうち伝統文化体験コーナー、198㎡、農産物直売コーナー、335㎡となっております。

整備内容と町民への周知につきましても、む〜るし語ろう会をはじめ、各種会合で報告を予定しております。

世界自然遺産登録を目前に控え、徳之島の魅力を体感してもらえる闘牛、島唄など、伝統文化の継承並びに徳之島の特産品や農産物など、多岐にわたる観光情報の発信を兼ね備えた施設規模としてまいりたいと考えております。

4項目め、町道・農道・水路の管理について。

浅間池田地区の水路について、また、兼久当部線の町道についてということでございます。

お答えいたします。

浅間池田地区の水路の維持管理につきましては、多面的機能支払交付金事業による適切な管理ができるよう、集落と協議を進めてまいりたいと考えております。

兼久当部線の改良工事につきましては、事業再開に向けまして、継続して調査を行っております。用地取得で地権者の問題がありましたが、これにつきましては解決をいたしました。今後、補助事業での採択に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上、上岡議員のご質問にお答えいたしました。

○議長（武田 正光議員）

質疑を続けてください。

○9番（上岡 義茂議員）

ただいま、町長から1回目の答弁を頂きました。随時また質問をしていきたいと思っております。

この世界自然遺産登録につきましては、先ほど同僚の平岡議員からも事詳しく質問がありました。私は外来種について伺ってきたいと思っております。

町長からありましたように、ギンネムから外来種、種類が多く生息しているわけです、徳之島に。ノネコ、野良猫等々にはある程度品種等々も大分予算化され、承知されてきましたが、この外来種に対してだけは、いま一度取組が甘いのではないかなという思いがしております。

特にため池にありますホテイアオイ、特に目立つのは浅間のため池、そして現在、天城集落の上にあるため池も、もう水面一面を覆っております。多分もう過去にも

この質問は、外来種の駆除等で質問をしまいましたが、手つかずのような状態が続いておりますので、先ほど平岡議員が言われましたように、5月10日に世界自然遺産登録のめどがついたと、7月中にはなることだろうと私は思っております。

そういった中で、今のような状態が続けば、私はいささか問題だろうと思いますが、今の現状を踏まえた時点で、どのようなお考えをお持ちなのかお聞きします。

**○企画財政課長（福 健吉郎君）**

お答えいたします。

上岡議員がおっしゃるように、外来種なるものが徳之島にはたくさん入り込んでおります。動物への影響は、先ほどありましたノネコ、ノイヌ、あとニホンスッポン、あとティラピアですとかアフリカマイマイ、そういった動物がおります。

また、植物についても、アメリカハグルマですとかギンネムとか、見る限りこのような……。一応このようなポスターもあるんですけども、こういった中には20種以上の植物が掲載されております。今までもその外来種駆除について、猫対策については先ほど説明いたしましたので省きますが、植物についてです。

今までもアメリカハグルマの一斉除去作業を行ったり、また議員がおっしゃった、そのため池等のボタンウキクサ、ホテイアオイ、このような水草も、ちょっと大々的に除去した経緯がございます。しかしながら、このような外来植物、かなり繁殖率も繁殖能力もかなり高いものがありまして、なかなか根絶にまで至らないのが現状でございます。

そういう中で、今後としましては、また島民の方にもこのような外来種というものについて、しっかりと理解いただいたり、情報を提供して理解いただいて、身近にある外来種、こういったものを少しずつ除去していくということにも努めていきたいと思っております。

また、去年と今年については、なかなかコロナ禍の中で活動ができませんでしたが、今後も一斉のそういった除去作業等も展開してまいりたいというふうに考えております。

**○9番（上岡 義茂議員）**

民間と行政が一体となっていないと、やっぱり駆除はできないものと思っておりますが、今現在の浅間のため池と天城の上のため池、ちょうど加工センターの上のため池ですね、あそこの状況、課長は把握されております。

**○企画財政課長（福 健吉郎君）**

お答えいたします。

浅間ため池については、最近は行っておりませんが、二、三年前にかなりホテイアオイなのかボタンウキクサなのか、かなり湖面一面に繁茂しておりました。そ

ういったことによって、水の水質が悪くなったり、光を通しませんので、非常に水質が悪くなるという状況にございました。

その後、一回、大がかりな除去作業を行っておりますが、また恐らく繁茂してきているものだと思っております。また、加工センター付近に3つのため池があるんですが、そこについても、かなり広がってきているというのは感じております。

**○9番（上岡 義茂議員）**

広がっているのは把握されている。あそこの手の打ちようはないんですかね。除去するというお考えはないですか。

**○農地整備課長（大久 明浩君）**

お答えいたします。

管理上は農地整備課のほうで管理となっておりますので、浅間ため池のほう、名道、上名道、当山池と、4か所のため池で、今、ホテイアオイのほうが発生しております。徳之島ダムのほうも発生をしておりました。ここについて、水位を5mほど下げたことによって、全てなくなっている状況が見られます。

今現在、使われていない上名道、当山池のほう、一部水を使っている経緯がありますので、ここについては、農地・水保全会のほうで、少しずつ駆除をしていくという形をとっております。上名道については、今、漏水のほうが見つかっておりますので、今年、来年にかけて、県のほうにも整備事業のほうをお願いしながら、一回水を抜くという方向で動いていきたいと。

浅間についても、水を使っているところがございませぬので、あそこについても一回水を抜くと、駆除がスムーズに行けるのかなと思っております。今、ちょっと問題になっているのが、名道のほう。ここを地権者のほうが使っていないようであれば水を抜いて、ここについても一回干してやると、全て駆除が可能になるのかなと考えておりますので、ここについては集落のほうと協議をしながら、また農地水のほうとも協議をしながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

**○9番（上岡 義茂議員）**

対策のほうはあると思います。早急に撲滅に向かって、事業を進めるように要請をしておきます。そして、今現在は県道の権限委譲で、県道の作業が常時やっておりますけど、ギンネムはどういう状況になっているのか、お分かりであれば。

**○企画財政課長（福 健吉郎君）**

お答えいたします。

今、道路については建設課のほうで作業員を使ったり、またその委託されている業者の方が定期的に刈り払っているところであります。そういう中で、特に外来種、

ギンネムなんです、これは生殖力が旺盛といいますか、根元から切ると、またそこから枝をたくさん出してきて、また繁茂するという状況が繰り返しているように感じております。

しかしながら、その種が散る前にちゃんと刈り取るということは、非常に大切ななと思っております。今後も引き続きそのギンネムについては、適度なタイミングで除去していくということになろうかと思っております。

**○9番（上岡 義茂議員）**

来月あたりは遺産登録にもなった場合、観光客もやっぱり増加するだろうと思います。前みたいにギンネムが生い茂った状態にはならないように、建設課のほうでしっかりした管理を要請しておきます。

それと、先ほどもありましたけど、ポイ捨てがいまだにやまない。島の人のモラルが悪いというか、もう日常茶飯事になっているわけでありまして、ある程度刈り払いされているところは、ポイ捨てがないんですよ。県道の大通り、脇道あたり、畑の牧草地の中にも、やっぱりビール缶、ましてや栄養ドリンクの瓶等々が、まだ捨てられておる状況があります。

我が天城町において、ポイ捨て条例、主要動物のふんの処理の罰則もあるような条例も天城町にはあるわけですが、それに適用されたのは過去にないのか。また、今後そういうものが見当たれば、条例を適用して厳しく罰するようなものはとっていけないのか。そこをお伺いします。

**○くらしと税務課長（岸 恭聖君）**

お答えいたします。

主要動物のふんの除去についてだと思います。犬、猫、牛等を対象としておると思います。条例的にはもう成立しているんですが、今まで適用して、過料を科したことはございません。

**○9番（上岡 義茂議員）**

多分課長も県道あたりを車で通ってみて、目に余るものがあるかと思いますが、今現状でもね。それに対する罰則は過去にないと思うんですよ。適用しない限り島の住民の認識が、いまいちこの自然遺産登録に向けての心構えといいますか、そういうのがいまいち見えてこないのが現状だと思います。今後どのような方向性で、しっかりとした取締まりをしていく心構えがあるのか。そここのところをお聞きします。

**○くらしと税務課長（岸 恭聖君）**

お答えいたします。

現在、AYTの文字放送でふんの処理をしてくださいというようなお願いはずっ

と流しております。また、集落放送で月に何回かは、犬、猫、牛のふんについては処理をお願いしますということで、お願いベースではあるんですけど、してはいるんですが。

おっしゃるように、なかなか町民の皆様にご理解いただいて、そういうことをしないように、回収をしながら歩いてくださいということは、お願いはしているんですけど、なかなか浸透しないというのが現状であります。

これをどうして、まあ、罰則をつければいいというものでもないのかなと思うので、どうしたものでしょうかねということであるんですけど。皆様のご協力をお願いするしか、今のところはないのかなというふうに思っております。

#### ○9番（上岡 義茂議員）

そここのところは見えないもんですから、この議場で一般質問を出して、やっぱり地域住民に自覚を持ってもらい、ポイ捨て等々がなくなるような町をつくらないことには前に進まないの、一般質問を出したわけなんです。ポイ捨て等々で、企画課長にお伺いしますが、何かいい手だてはないのか、お伺いします。

#### ○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

議場にいる人たちは、みんな思いは同じかなというふうに思っております。そういうことではないんですけど、実は天城町としては、昨年から花いっぱいフラワーロード作戦事業ということを進めております。キャッチコピーといいますか、「私にできること、あなたにできること、みんなでできること」ということで、やっぱり自分の家の前のちょっとした空き地にでもみんなで花を植えて、それが広がっていけば天城町が、そのフラワーロードとしてできるのではないかということを思って、できるだけたくさんの町民の皆様が、そのフラワーロード作戦に参加していただきたいと思っております。

その花いっぱい環境美化に参加する人が増えるということは、少なくともその方々は空き缶のポイ捨て、また牛を散歩させるときに牛ふんをそのまま放置することとはなくなっていくのではないかなと思います。だから、やっぱりそのフラワーロード作戦、そういったものをしっかりと展開していければなというふうに思っております。

また、これは世界自然遺産ということを見据えて、天城町や徳之島に来た場合には、ああ、小さなところも花いっぱいだねということなどもできたらなというふうに思っております。

今、お話に聞きますと、鹿児島県では長島町がその島を、一周ロードをそれぞれの個人、そしてまた事業所、団体で花いっぱい運動、環境美化をやっているという

ことでありますので、今、区長の皆さん方に、また難儀ですけれども区長の皆さん方に、そのタイミングはあるかと思っておりますけれども、その長島町のほうに区長研修という形で、やはり視察研修に行っていただきたいということで、今、総務課長のほうには、またこれから予算とかそういった話も出てくるかも分かりませんが、そういったことをお願いしたいというようには考えております。

やはり、実際に環境に携わる人たちが一人でも多くなっていくということ、そういったことを願いながら、そしてきれいな町には空き缶ポイ捨てなども少なくなっていくのではないかなという思いが、私の中ではしております。

あと、またいろんな団体の方々が、今度6月の20日も、この間5月30日、「ごみゼロの日」ということにあやかってやろうとしたわけですが、これが雨天のため順延になりまして、今度、今週の6月20日の日に、また徳之島一斉の環境作戦をしたいということでありますので、こういった活動を少しでも増やしていければなというふうに私は考えております。

#### ○企画財政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

私もお答えしようとしたら、今、町長が全部述べていただきました。町長の考えと同じように、まず島民、町民の意識啓発が大事かなと思っております。そういう中で、町長もおっしゃいましたが、きれいなところにポイ捨てなど空き缶を捨てたり、そういう行為はできないかと思っておりますので、まずは行政でできることは、道の刈り払いとか、そういったものはしっかりと展開して行って、またごみを捨てる人がいるから、小学生、中学生にごみ拾いを一緒になってやっているわけでございます。ごみがなければそういうことも考えなくてもいいわけなんです。

そういう中で、きれいにしていくという思いで、先ほどの花いっぱい運動ですとか、またふんの問題、あと毎年一回クリーン作戦を展開しておりますが、そういう中で、集落の中をきれいにしていくということで、きれいなまちづくり、また、世界自然遺産を見据えた、訪れて気持ち良かった、きれいな町だったと言われるような環境づくりに努めていきたいと考えております。

#### ○9番（上岡 義茂議員）

町長が言われますように、やっぱりきれいなところ、きれいな町をつくれれば、ポイ捨てもなくなるだろうと思えます。そして、世界自然遺産登録が目的ではなく、町長が言われますように、その後、やっぱり子や孫に誇れるような島づくり、そして環境保全、そして動植物の保護につながっていくわけでありまして、遺産登録が見据えられた中で、今後の取組をしっかりと行政と官民一体になりながら、この外来種の撲滅、そして動植物の保護に努めてもらいたいと思えます。

それでは、2点目の多面的機能支払交付金事業について。

広域合併後、事業が適正になされているか、について質問に入ります。

私、浅間集落でも日曜日に集落の総会がありまして、そこの中でも区長さんのほうから一部話が出ました。多面的機能支払交付金事業の作業の中で、出席する作業の数が少なくなっているというような話が出ました。広域化した中で各集落、私は全体的に参加人数が減っているものじゃないかなという思いがいたしております。委託作業が大分あります。この多面的機能支払交付金事業の1集落が抜けた13集落の総事業費はいくらになっていますか。

○農地整備課長（大久 明浩君）

お答えいたします。

収入として交付金のほうが3千480万6千464円と、あと持越金が848万5千190円、令和3年度が4千329万5千658円となっております。

○9番（上岡 義茂議員）

これは1集落を抜いた分ですか。

○農地整備課長（大久 明浩君）

お答えいたします。

1集落を抜いた形での報告になります。

○9番（上岡 義茂議員）

ということは、1集落は幾らになっています。

○農地整備課長（大久 明浩君）

お答えいたします。

令和3年度、950……。ごめんなさい。資源向上の分の繰越金が138万9千928円、あと、農地維持資源向上分で494万4千320円となっています。

○9番（上岡 義茂議員）

私が、この広域合併した後の形なんですけれども、最終的なチェックはやっぱり農地整備課のほうにあると思うんですよ。そのチェック機能が果たされているかというところもあるんですが、各集落の参加人数、どのような状況なのか、課長、把握されています。

○農地整備課長（大久 明浩君）

お答えいたします。

大きい集落の浅間集落と小さい集落の大津川を例にちょっとお話をさせていただきます。浅間集落ですが、重機使用等が13回ございます。これについて、雑木のほう、人の手ではどうしても作業が進まない関係で重機使用が13回ということになっております。

草刈りのほうですが、4回実施しておりまして48名と、あと、点検のほうに2回点検がありまして5名、大津川は小さい集落になりますが、草刈り11回、あと沈砂池が2回重機使用をしております。ここについても11回の中は4名から5名程度となっております。浅間についても同様、6名とか7名ぐらいの人数でやっているようです。

○9番（上岡 義茂議員）

この多面的機能支払交付金事業の目的がどういう目的なのか。課長、今の参加人数あたりでは目的が達せないと思うんですよ。やっぱり、島のもともとユイの心、そしてある程度自分の畑の畔あたりは、やっぱり自分がするというものでなければいけないと思うんですよ。この事業が始まってから目的がもう遠ざかってしまって、自分の畑すら草刈りをしない。そのような状況が続いているようなことが見受けられます。そして、課長、その人数あたりでどういう見解をお持ちなのか、指導はされているのか、お伺いします。

○農地整備課長（大久 明浩君）

お答えいたします。

この農地水保全会の活動なんですけど、高齢化に伴っての共同作業という形が、まず沈砂池と、あと泥上げ、そこら辺が主になっているんですけど、高齢化してしまったところに若手の人たちが草をやるとかの、高齢化からもう若手に代わっている部分がございます。

この作業自体が高齢化に向けて、高齢化しているから共同作業をしましょうやということだったんですけど、若い人たちが圃場を借りたりしてやっている中で、忙しい関係上なのか、呼びかけをしても自分の借りている土地の周辺作業は参加しない等がみられているのかなと思っているところです。

これについて、集落総会の中でも共同作業の人数的な部分は取り上げられてきているんですけど、ここについて、せめてその圃場を借りている若手の後継者なのか、借入者なのかは分かりませんが、そこら辺については、意識はちょっと変えてもらって、集落の共同作業のときには参加をしていただくと。自分が借りている圃場の横を共同作業する際には参加していただくような形は取っていきたいと思っております。

○9番（上岡 義茂議員）

ぜひ課長、そここのところの指導あたりもしっかりと行政のほうで、農地水保全のその組合にも、やっぱり強く言うべきところは言ってください。そして、最終的にはやっぱり管理は農地整備課のほうでしっかりと指導責任を要請しておきます。

そして、課長に前もお話ししましたが、地域、特に私、今回、場所を言いますが、

大津川地区。大津川地区で地権者は瀬滝。課長、そこまで言えばもう察しはついていと思いますが、その地区は大津川地区なんですよね。けど、畑は、地権者は全部、ほとんどが瀬滝の地区。その瀬滝の地区とは合併に入っていないわけですから、そのところは全然整備が、作業がなされていない。農地水保全を立ち上げた当時からなされていないものだと私は思うんですが、いまだにそこが整備はされていない。そのところの指導は、課長、どのように今後していくのか、お伺いします。

○農地整備課長（大久 明浩君）

大津川地区のほう、49.6ha、今、県道から海側のほうと、大津川は10号線、大津川から当部に向かう道路なんですけど、南部保育所と兼久のちょうど境にあります。そこから橋のところまで下っていくんですが、その左手側についても大津川のほうで、今、作業を行っております。そこには大きい沈砂池がございまして、そこは大津川のほうで管理しています。そこからちょっと先に行くと、右側のほうに畑総。字名は井山地区になるんですが、呼び方は「いやま」でいいのかわかりませんが、井戸の井に山と書きます。

ここと、あと砂川のほう、その上の町のハウスのある周辺一帯なんですけど、そこについて、エリアにどこにも含まれておりません。そこで瀬滝の農地保全会のほうとちょっと協議をしまして、大津川地区ではあるんですが、中には瀬滝の人たちが大半を占めておりますので、瀬滝のほうにお願いをし、18.9haぐらいになるんですが、ここはもう全て瀬滝のほうで管理をしていただくようなエリアを拡大していきたいという思いで、この間話をしました。

瀬滝のほうもそのつもりで、自分たちも活動はしますよということだったんで、そこはそういうふうな形を取りたいと思っております。それと、10号線の左側のほう、今の大津川地区が作業をしている山手側のほうに管理されていないところがあります。ここについて、兼久のほうとまた協議をしながら入れていきたいと。ここについても、もう兼久の集落の人たちが大半を占めておりますので、そこは兼久のほうに12.2haほど入れていきたいと思っております。

○9番（上岡 義茂議員）

課長、各集落どこにでもあると思うんですよ。集落同士の地権者が入り混じっているところが。浅間と天城もあります。平土野と天城もあります。各集落あると思うんですよ。そのところが、特にひどいのが、私が言いました大津川ですよ、手つかずで。あそこが今年いっぱい貫通するような、回り道、通り抜けできるような状況になります。

○農地整備課長（大久 明浩君）

その通り抜けができなかったところは、放置車両、あと個人で小屋等を造ってあったところが通り抜けができなかったものですから、そこについては撤去をお願いしております。大分片づいてきておりますので、そこについてはエリア的に来年から予算がつきますので、今年は町のほうからでもお願いをしながら伐採作業をして、道路としての使用が可能になるように努力していきたいと思っております。

○9番（上岡 義茂議員）

そこは畑総内でエリア内に入っていますでしょう。私、見ましたよ。課長に前、話した後をその人は撤去して、手前の自分の畑に移動してあります、小屋は。今、車は放置してあります。車を撤去してもらったら、あそこは作業さえすれば十分通り抜けできる道路ですので、また沈砂池の整備も手つかずのままですので、今年いっぱいにしてもらわないと。

というのは、サトウキビの運搬車が入っていった場合、150mぐらいバックして変えるんですよ。前進で入って行ってバックで、両サイド危険を伴いますので、下り坂で急坂になっていますので、通り抜けはできるように年内いっぱい、年内いっぱいというか早急にあそこの改善をしてもらわないと、事故等々につながりますので、そのところを。もう一回答弁をもらえますか。

○農地整備課長（大久 明浩君）

その伐採等については、そんなに多くないような状況でありますので、農地整備課のほうでも、業者のほうへお願いして作業をしていきたいと思っております。

○9番（上岡 義茂議員）

せっかく広域化して合併してやっているわけですのでメリットを出すように、そして、私が先ほど金額を聞いたんですが、参加人数が少ない。業者に委託費が大分ありますよね。その金額の4分の1、これはもう委託に入っています。ある程度は参加人数がやっぱり増えて、もともとあった当初の目的に戻すような事業を進めていかれるよう要請をしております。

続きまして、あまぎ自然と伝統文化体験館事業について質問をしていきたいと思っております。

今年、当初予算で1億円あたり予算計上されております。委員会あたりでも議論をしたところがございます。これは町長の施政方針で、思いがあって当初の施政方針あたりにも載ってきて、町長の思いもあろうかと思っております。

そのときと今の現状、コロナ禍で豪華客船の来島なし。そして、観光闘牛といえますか島文化であります、伝統文化であります闘牛も中止せざるを得ないような状況も続いたり、そして今年正月あたりからやっていますが、観客動員数が前みたいにはいないんですよ。

そういう中で、この事業、総事業費6億5千万円、今のような状況の中でこれを進めていく、1回目の答弁では進めていくような話ではありますが、任期間中でこれを達成させるおつもりなのか、お伺いします。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

今、上岡議員のお話のように、非常に社会的にはコロナの中で、なかなかトンネルの中に入ってしまっていて、出口がまだまだ見つからないような状況の中です。一方では、そのワクチン接種ということで、また世の中も少しずつ変わってきておりますが、この事業につきましては、この一年という単年度でできるような予算規模でもございません。この1億円ということで、今、当初予算の中についておりますが、また、今、国と県のほうでは12月頃には、また補正予算の中で積み増ししたいということのお話も、今、伺ってきております。そういう中でいけば、あと2年、3年かかる仕事であるかなというように思っております。

そういう中で、そのコロナを見据える、アフターコロナ、そして世界自然遺産、そういったものを見据えた中で、やはりその若い人たちからもこの要求が、強い要望があったというように思っております。そういう2年、3年後を見据えて、私は完成に向けて取り組んでいければと思っております。

そして、若い人たちに徳之島天城町にもこういう施設があるんだということを、やはり自慢できると思ったら少し言葉が軽いかも分かりませんが、そういったレガシーといいますか、そういった施設ができればなと思っております。

いかんせん私の任期も限られているわけでありますので、その中ではいわゆる竣工式というのは、この私の、今、1回目の任期の中では時間的に大分無理があるのではないかなと思っております。

○9番（上岡 義茂議員）

今の答弁を聞いて一安心したところでございます。もう強行突破しないかなという思いがありましたので。

といいますのも、前の議会のときに松山議員からもありましたけれども、東天城、花徳にビジターセンター並びに地場産農産物の直売所ができるような見通しとなっているようでございます。そういう中で、ましてや向こうで地場産の農産物の販売する直売所を併設というものもあるんですが、そこのところをやっぱりもうしばらく様子を見ながら事業に取り組んでもらいたいというのが、私の本音なんですよ。

といいますのも、造った場合に、あそこの管理運営は誰がするのか。農産物の直売所の運営はどういうお考えを持って運営をされていくのか。そして、ましてや維持管理費はどれぐらいかかるのか。そこのところの見通しが、まだ私には見えてい

ないので、そのこのところを再度お伺いしたいと思います。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

事業自体は、いわゆる奄振事業でつくっております。その窓口になっているのが商工水産観光課でありますけれども、その中で、いわゆるその直売所、その農産物直売コーナーについては、今、農政課が主体となって、今、運営をどうするかということで、まさしくあと2年、3年かかるということの中で、例えばその、先ほど335m<sup>2</sup>ぐらいあるということでもありますので、この335m<sup>2</sup>ぐらいというのは、百菜の売場よりちょっと大きいぐらいなんですよね。

そういう中で、それをいわゆるブースに分けて、個人個人が入店するのか、また運営協議会をつくって組織として直売コーナーを運営するかということについては、まさしく、今、農政課のほうで今年4月から、そういった中で、今、検討をしているところですので。今年、来年にかけてそこら辺の姿が見えて、そしてまた、先ほど、今年の12月、来年の1月頃からは、いわば施設の本体工事が入っていくわけですが、その中でしっかりと議論をしていきたいなというふうに思っているところでもあります。

○9番（上岡 義茂議員）

この建屋はできました。中の運営は今からということのようですが、個々の運営をした場合、品物の品数の確保等々厳しいものがあるかと思えます。私も浅間で、今、空の駅はやっていますが、あれだけのやっぱり品数を集めるとなれば、行政ではちょっと難しいのではないかなという思いがしますが、農政課長はどのような捉え方をしているのか、お伺いします。

○農政課長（山田 悦和君）

お答えいたします。

先ほど町長のほうからもありましたが、実際の管理運営等については、まだ実際しっかりとした決定したものがございません。今、そこで方向性をいろいろと検討しているところでございますが、まずその品数の確保ということです。

先ほど町長のほうからもありましたが、今の計画段階での面積というものが、おおよそですが、役場の庁舎で例えますと、役場1階の北側、私たち農政課のあるフロアの農業委員会の端っこから2階から下りてくる階段のところまでが35mございます。そこまでが35mですから、その長さ掛ける10m、10mの幅というのが、その役場の執務のところからふれあいの池の手前のその窓ガラス、あの手前までが約10mになります。ですので、あのフロア全体が直売所の面積というようなことになろうかと思えますので、面積的にはかなり大きなものになるかと思えます。

今、議員がおっしゃるように、その品数をそろえるということに向けていろいろ、今現在、その建物が建設予定地の前に山猪工房、私たちの経営する山猪工房もございます。そこの山の産物、あと農産物、あと今年度から予定しています水産の拠点施設もございます。そういった農林水産物等を組み合わせながら、なるべく多くのいろいろなものの掘り起こしを行いたいと考えております。

その掘り起こしに向けても、今回、補正予算のほうにも計上させていただきましたが、なかなかその島の魅力を島の中で見つけていない。そういったものがないかということで、地域おこし協力隊等の募集も行ってきたところ、何件かの応募がございまして、一応、今、内々定のような形で進めさせていただいております。来月あたりには来ていただけないかということで、今、進めておりますので、そういった方等のお力も借りながら、いろいろと進めていきたいと考えております。

あと、その面積を埋めるために、まだ建物のしっかりとした設計ができていないので、まだこちらとのある程度のその打合せ段階ではございますが、先日、その商工水産観光課等との打合せの中では、簡単なガス設備等を備えつけて、喫茶コーナーとかそういったものができないかとか、そういったことは、今、話の段階ではしている状況でございます。

**○9番（上岡 義茂議員）**

だから、すばらしい発想、考えはいいですよ。実質の運営、今、浅間で頑張っておられる民間の方々、そこと競合するというような話になりかねませんので、ましてや私は冒頭に言いました。東天城、花徳にビジターセンターと直売所が、あそこはたしか町の持ち出しは3千万円の2億円ぐらいの事業ですよ。もう設計委託も入っているそうですが、そういう中で、これだけのものを造った場合に運営が可能という話なんですよ。

徳之島全体の広域を考えて北部にこのようなものができた場合に、お互いに潰し合いになるんですよ。だから、情報をしっかりと取りながら運営がうまくいくような形に持って行ってもらいたいというのが、私の要望なんです。

再度、そのところを踏まえながら、答弁をお願いします。

**○町長（森田 弘光君）**

お答えいたします。

上岡議員からのそのようなご指摘、そういったものをしっかりと肝に銘じ、そしてまたしっかりと運営を確実なものにということで、11月頃までにはその設計も出来上がってくるということでもありますので、その中で議会また町民の皆様方にしっかりと開示しながら進めていければというふうに考えております。

**○9番（上岡 義茂議員）**

この件で最後にもう一言。

多目的施設の闘牛になります、体験館になります、闘牛施設はあくまでも闘牛場があって、ほかの使い道はないということ念頭に置いてください。床を貼って、ほかのイベントをすとかいうような考えを私は取り除いてもらいたいという考えはあります。

そここのところを強行してするのであれば、沖縄、ましてや、今、目手久にある伊仙町の施設、ほかの施設を見学されたらすぐ分かる。これは一目瞭然分かりますので、あくまでもやっぱり闘牛場は闘牛場であって、それを頭に入れて、やっぱりその事業の在り方を要請しておきます。

それでは、最後になりますが、4項目めの町道・農道・水路の管理について。

1点目、浅間、池田地区の水路について、そして、兼久当部線の町道について。

町長から1回目の答弁をもらいましたが、この浅間の池田の水路に関しましては、私は過去にも、ここの管理の在り方について質問をした経緯があります。県道から下のほうは県の管轄、そして県道から上のほうに山手側には町の管理ということで、私は伺っているつもりでございます。

町長から答弁もありましたように、農地水保全の多面的機能交付金でという将来的にはなろうかと思いますが、現時点、これは日曜日の大雨の際には、もう辺り一面、ため池のような水没になっておりました。あそこの整備をされた後に、管理を、あれだけやっぱり生い茂れば重機等々は必要となりますので、今の状況を踏まえて、あそこをどのようなお考えをお持ちなのかお伺いします。

#### ○農地整備課長（大久 明浩君）

お答えいたします。

日曜日の2時過ぎぐらいに、私もその現場のほうを確認させていただきました。3時から総会がございましたので、2時から2時40分ぐらいまで確認をしたところ、草とハカマ等が流れ込んできて、引っかかった状態で水位が上がっている状況は確認できました。

この池田、田川（たごう）地区、田川地区って言うんですが、県道から下のほうを池田、上のほうを田川（たごう）地区で分けてお話をします。県道の下のほうを挟んで220m、これは平成23年にブロック積、底版工のほうを実施しております。平成24年に、その東側に向かってのブロック積と水路、あと底版工を700mほど事業実施しております、1億2千900万円ほどかけております。

その事業を終わった平成23、24年の後に、本当であれば上岡議員がおっしゃるように、その当時、事業を実施した後に管理をどこがするのかを決めるべきだったと思っております。そこで話合いがなされていなかったことが、今日まで続いて

いることなのかなと思っております、ここについて、農地水のほう、集落のほうの区長さんのほうともちょっと協議をしまして、農地水のエリアにも含めておりません。

今回、そこが17haから20haぐらいございしますが、今年申請をして来年から予算のほうがつけられればと思っております。20haで管理のほうを3千80円、10aあたりもらえるわけですが、これを20haにすると61万円ほどの予算がつきます。これを来年エリア拡大をして、農地水の中につけてやると、次年度以降からの管理はしやすくなるのかなと思っております。

今回、その水路の中で原因をつくっている場所、箇所が大体分かっておりますので、そこについては農地整備課の中で管理をしていきたいと思っております。全てを農地整備課でやると、また予算的にもちょっと難しいので、非常に悪いところ、そこだけを取りあえず土砂撤去を進めながら、次年度以降に向けて管理のほうを進めたいと。

ここについては、上岡議員のほうから指摘があって初めてエリア内に入っていないということが分かりました。平和通り線のほう、旧滑走路跡地なんですけど、ここについてもエリアが含まれておりませんので、ここについても将来的には検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（武田 正光議員）

ここで、しばらく休憩します。午後3時に再開します。

休憩 午後 2時49分

---

再開 午後 3時00分

○議長（武田 正光議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○9番（上岡 義茂議員）

それでは、引き続き質問に入ります。

町長のほうから、兼久当部線の町道について1回目の答弁がありましたけれども、この兼久当部線に当たっては、私、議員になった当初から、もう15年になりますかね、質問をしまいいまして、やっと解決のめどがついたような状況にあります。

そして、同僚の秋田議員も議会のたびに質疑をしたりしておりますが、いま一度、採択に向けて取り組んでいきたいという町長の答弁ではありますけど、建設課長のほうから、めどはいつぐらいになるのか、そのところの答弁をお願いします。

○建設課長（宮山 浩君）

お答えいたします。

兼久当部線です。建設課で雇用しています用地の囑託担当員と前課長のほうが、いろいろ古い資料を集めまして、懸案であった用地が取得できていなかった一件が解決しまして、その当時に13筆ぐらいあるんですが、その当時に七、八件は既に購入費済みという書類も出てきましたので、残りの5筆ぐらいなんですが、残ってはおりますが、全て用地交渉可能な方だということでございます。

図面もあるんですが昔の図面ですので、現在の地籍測量図、また分筆図等を起こしまして、今、行っています平和東線、前野岡前横断線等の補助事業の次の事業として国県のほうに報告をして、令和4年度あるいは令和5年度でできるように進めていきたいと考えております。

**○9番（上岡 義茂議員）**

といいますと、あそこは、この多面的機能交付金事業外の場所になりますよね。といいますと、あそこの路面調査も進んでいると思うんですが、あと四、五年もあの路面をそのまましておくのか。あそこも大分交通の便も、重機あたりの、農機、トラクター、農機あたりの通行も多いかと思いますが、あそこの草の生い茂り、そして路面、もう目に余るものがありますが、あそこの状況は、この事業が採択されるまでの間、どうにか路面の舗装あたり、どうにかしてもらいたいというのが希望なんですが、そのところの見解をお伺いします。

**○建設課長（宮山 浩君）**

お答えいたします。

兼久当部線も令和元年度に路面性状化の調査は行っておりまして、アスファルトの状態がよくないことは承知しております。そのボトルネックの、今、補助事業を入れる箇所につきましては、コーラルを引いたり、いろいろ維持補修をしながら、その事業のほうできれいにつくり上げたいと思っておりますが、それ以外の状態の悪い路面につきましては、この令和元年度にあちこち16か所ほど、町内北から南まで16路線ほど調査している、このまだ舗装が実施に至っていない路線につきましては、令和6年スタートの5か年に計画に路線を全て載せて、順次舗装していきたいと思っております。

ですので、来年、再来年というとなかなか難しいので、維持補修しながらということになると思います。

**○9番（上岡 義茂議員）**

あそこの上のほうはある程度コーラル舗装をしてやっているんですが、1か所、叶牛舎の前のほうなんですよね、あそこは本当に目に余るんですが。あそこは、あの距離間だけでもどうにかなりません。そして、そこから上って行って左側のスス

キあたりが生い茂っているところの伐採等も視野に入れながらお願いします。

○建設課長（宮山 浩君）

確かに、今、議員のおっしゃるところはものすごい段差ができております。一度うちの課の作業員のほうですき取りをして、粒調あるいはコーラル、あとは碎石等できれいに敷きなると、四駆の軽トラとかでも少し走りにくいような状態です。今、先の左のススキが生い茂って、せっかく道路の幅があるのに半分ぐらいしかなくなってない箇所もございます。ここもうちの作業員のほうで刈り払いを、すぐ進めたいと思っております。

○9番（上岡 義茂議員）

要請をしておきます。

そして、建設課において路面調査がありますが、各集落まだまだ陥没が多い箇所は多々あります。そのところの把握はされていると思いますが、ここもどのような形で進めていかれるのか、お伺いしておきます。

○建設課長（宮山 浩君）

お答えします。

先ほども答えましたが、令和元年度に与名間から西阿木名まで集落の内外、路面性状調査を、状態の悪い路線を先行して調査しました。また、この調査が来年度も数路線やる予定ではございます。

また、この調査した路線以外でも、大分状態の悪い路線は多々あることは承知しております。今、やっておりますレミファルトでの維持補修、あるいは部分的な5m、10mあたりの舗装とか、その辺を道路維持の予算の中で行いながら、この舗装事業が導入できるまで頑張って維持をしていきたいと思っております。

○9番（上岡 義茂議員）

やっぱり生活道路あたりは、集落内の生活あたりは、しっかりと高齢化が増えていきますので、十分対応するよう要請しておきます。

そして、戻りますが、水路の確保について。

まず農地整備課長、毎回お話しもしましたけれども、池田川の上流の水路の、この間話ししました件、やっぱり50年に一度という雨が、50年に一度ではなく、四、五年にも一回来ておりますので、その対応をしっかりとしてもらいたいというのが、私の願いであります。

苦言を言いますが、土のう袋を詰めたあたりではどうしても対応できない。あの箇所はもう目に余るものがありますので、早急に対応をしてもらいたい。本当に地権者は泣くに泣けないような状況が毎回毎回続いておりますので、ぜひともそのところの対応をお伺いしたいと思っておりますが、よろしく。

○農地整備課長（大久 明浩君）

お答えいたします。

浅間中央線の毎回沈砂池のほうで氾濫する場所ですが、ここについても日曜日の2時から、そこもちょっと調査に入っております、私が総会に行く間は氾濫しなかったんですが、総会に行っている間に補修した大型土のう袋を10袋ぐらい並べて、圃場の土が流れないように対策を講じたんですが、全て倒されているような状況でした。それだけ水の量が多い。

この箇所については、県のほうにもその土のう対応をする前に、水域、水量、そこから辺の調査が、事業をした当時甘かったのかなと思っておりますので、その上流側全ての水がそこに集まり、さらには田川（たごう）、あと池田側、そこに流れ込んできている状況ではあります。

そこをどうすればいいのかということで県のほうと協議しまして、千の暗渠ボックスが入っておりますが、その上にさらに千に近いぐらいの面積の暗渠ボックスを入れない限りは、多分水の処理ができないのかなと思っております。ここについては、県のほうの浅間担当がおりますので、その担当と協議をしながら、今、進めているところです。

○9番（上岡 義茂議員）

もともとあそこは、畑総をする前は川でありまして、今、側溝が並べてあのような状態ですが、私はその流末の在り方、県の水量の計算の仕方を私は誤っておったのではないかなという思いもしております。一応、あれはあくまでも県単でありますので、町単独ではなく、県としっかり協議を持って、県で対応するような体制をお願いしておきます。

1項目から随時4項目まで質問をしまいましたが、やっぱり世界自然遺産登録についても、7月の登録の見込みとなっておりますが、これが町長が言われますように終了ではありません。目的は、世界遺産登録となった後は、やっぱり大切でありますので、それは事業課においてもです。これから先、やっぱり災害等々あります。国土強靱化を利用しながら、しっかりとした町の安心・安心のためにも、ご尽力賜りますことを要請して、私の一般質問を終わります。

○議長（武田 正光議員）

以上で、上岡議員の一般質問を終わります。

これで、本日の日程は全部終了しました。

明日は午前10時から開会します。

本日はこれで散会します。

散会 午後 3時13分